

奈良時代における公卿補任の性格

高 島 正 人

は し が き

戦前、山崎宏博士は隋朝官僚の具体的な人物研究を通じて隋朝の性格を論ぜられ、戦後さらに詳述せられたが、近年築山治三郎教授は、ほぼ同様の手法を以て唐代の政治制度を詳論せられた。

わが国における律令官制ないし奈良時代官人に関する研究は、戦前すでに多くの先学によって行われたが、特に戦後長足の進歩を遂げた。竹内理三・岩橋小弥太・井上光貞・井上薫・横田健一・岸俊男・青木和夫・阿部武彦等の諸氏を始めとする戦後の業績は枚挙に暇がない。殊にごく最近野村忠夫氏の『律令官人制の研究』などを得て、最早残された余地はないかにすら感じられる。

従って、本稿でとりあげようとする公卿補任の問題についても、すでに多くの先学のふれられたところであり、本稿もほとんどそれらの業績に導かれたものであるが、私なりの整理を行ない、私なりの意見を述べてみたいと思う。

なお公卿の名のもとに本稿で扱う範囲は、参議以上の高級官人とし、ままた従三位以上の非参議にもおよぶことにしたい。

一 持統朝以前の公卿補任

1 改新政府の高級官人

大化改新に際して皇太子中大兄皇子は、新定の左右大臣に阿倍倉梯麻呂と蘇我石川麻呂とを起用し、鎌足を内臣に任じたが、周知のように、石川麻呂は敏達・用明・崇峻・推古の四代にわたり権力をふるった大臣馬子の孫にあたり、入鹿とは従父兄弟にあたる名門の出である。蝦夷・入鹿の父子が横死して蘇我本宗家が滅亡した後は彼こそ名門蘇我氏を代表すべき立場にあったと推定される。

阿倍氏も亦、その真偽はともかく、孝元天皇の皇子大彦命の後と伝える名門であった。たとえば阿倍臣大麻呂（火麻呂）は宣化朝大夫に任ぜられ（書紀宣化元年2月条）、大連大伴金村・同物部鹿火・大臣蘇我稻目となぶら4人の執政官の1人である。阿倍臣鳥は、推古朝に大伴連咄・蘇我臣蝦夷・坂本臣糠手と共に四大夫と記されており（書紀推古18年10月条）、また推古天皇20年2月には、皇太夫人堅塩媛の改葬に当って天皇の命を第一

番目に誅しているが、書紀はこの時彼を内臣と記している（書紀推古20年2月条）。

この鳥は、推古天皇16年唐使裴世清の導客使となっているが、阿倍臣（欠名）は欽明天皇代佐伯連らと筑紫の舟師を率いて百濟王子恵を本国に護送する大任を果たし、阿倍臣比等古は用明天皇代高句麗に使した（統紀和銅4年12月条）と伝えられて対外的にも活躍している。

また阿倍臣目は、敏達天皇の代に百濟より奉遣された日羅の許に、物部連鬻子・大伴連糠手と共に派遣されて、国政を問わしめられており（書紀敏達12年条）、阿倍臣枚吹は崇峻天皇代に北陸道に派遣されて越と諸国との境を観察せしめられたことが伝えられている（書紀崇峻2年7月条）。かくの如く阿倍氏は早くから内政・外交両面に活躍し、しばしば執政の地位に昇った名門といえるであろう。

また阿倍氏と皇室との関係をみれば、古く阿倍木事は景行天皇妃高田媛の父であった（書紀景行紀）と伝え、阿倍波延比売は継体天皇妃になった（古事記継体巻）と伝えているが、これらの記事の信憑度はとも角、皇極紀には軽皇子の寵妃に阿倍氏があったことを伝えており（書紀皇極3年正月条）、しかもこれは有間皇子を生んだ左大臣倉梯麻呂の娘小足媛のことであろうと推定されるから、阿倍氏は皇室乃至皇族と姻戚関係を結ぶ者も少なくなかったことと想像される。

さらに、阿倍氏と蘇我氏との関係をみれば、用明天皇崩御ののち、蘇我馬子が大連物部守屋を攻めた時、阿倍臣人は大伴連咄・平群臣神手らと共に馬子に従い（書紀崇峻天皇即位前紀）、阿倍臣麻呂は推古朝末天皇に対して馬子のために葛城等の県を贈与せられんことを乞う大役を引受け（書紀推古32年10月条）、推古天皇崩御ののち大臣蘇我蝦夷の命をうけて田村皇子の即位を画策したことが伝えられ（書紀舒明天皇即位前紀）ている。

以上の如く阿倍氏は、六世紀末から七世紀前半における政治的地位において、蘇我本宗家には一步を譲るものの、6世紀以降しばしば執政の地位に昇り、内政外交に足績を残し、皇室とも姻戚関係を結ぶことのあった名族であった。また蘇我氏との関係も比較的密接で、ことに阿倍内臣麻呂が舒明天皇擁立に果たした役割や、孝徳天皇と小足媛との関係を考えると、当時恐らく政界における最長老であった倉梯麻呂が左大臣に、蘇我石川麻呂を右

大臣に任じて改新政府の表面に立てたことは、蘇我本宗家の滅亡に伴う異状事態を克服するための妥当かつ適切な人事であったと想像される。

大化改新の中心的な役割を果たしたのは中臣鎌足であったが、彼がついたのは内臣であった。内臣が天皇ないし皇太子輔弼の内廷的な官職であったとすれば、鎌足は内臣となることによって皇太子の側近に侍し、政権参与の実質的第1人者となったとも考えられる。が彼が律令制の大政官につながる外廷的な左右大臣に就任しなかったのは、従来の彼ないし中臣連氏の政界における地位が蘇我・阿倍・巨勢・大伴などの諸氏に及ばず、人心を収むるに不充分であったためと推定される。かように阿倍・蘇我両氏が左右大臣となり、鎌足が内臣となった背景には、従来の政界における門閥の格差が存在したためと考えられよう。

さらに同日国博士がおかれ、高向玄理と僧旻とが任命された(書紀推古16年9月条)。この両者は推古天皇16年(608)9月、遣隋使小野妹子に従って隋に渡った留学生と留学僧である。僧旻は在隋唐24年のち舒明天皇4年(632)8月、遣唐使犬上御田歙に随って帰朝し、高向玄理は在隋唐32年のち舒明天皇12年(640)10月、大化改新の僅か5年前、南淵請安らとともに帰国したばかりであった。従って、彼等は西暦627年同637年に発布された唐の貞観令にも接していた筈であり、改新政治の具体的方策を計画立案するにはもっともふさわしい人材であった。両者の就任した官職が国博士であり、彼等の出自が「高向漢人玄理」「新漢人日文」(書紀推古17年9月条)と記されるところの帰化人、特に漢人であったことは留意を要しよう。

いずれにせよ、改新政府は皇太子中大兄・内臣中臣鎌足を中軸に、2人の大臣・2人の国博士によって構成されたのであり、2人の大臣はいずれも名門に出自する政界の長老、2人の博士はいずれも帰化人に出自する長年の大陸生活を送った留学生・留学僧であったことが指摘できよう。

× × ×

大化5年3月17日、左大臣阿倍倉梯麻呂が薨じ、その僅か8日後には右大臣蘇我石川麻呂が異母弟日向に讒訴されて誅せられた。そのため両者の後任として翌4月20日左右大臣に起用されたのは巨勢臣徳太と大伴連長徳であった。

巨勢氏は蘇我・平群・葛城・紀氏と共に武内宿弥のあとと伝えられる名門である。徳太は皇極元年12月舒明天皇の喪に際して大派皇子に代って最初に誄を奉り、同2年11月には大臣蘇我入鹿の命を受けて斑鳩寺に山背大兄王を討ち、同4年6月中大兄皇子の命をうけて漢直ら蘇我側の軍勢に君臣の道を説き、事なきを得させた。皇極

元同2年には小徳であり、大化5年小紫から大紫に昇叙されて左大臣となった。

長徳も亦、6世紀前半勢威一世を風靡した大伴金村の孫である。皇極天皇元年12月、舒明天皇の喪に際し、大臣蝦夷に代り3番目に誄したが、当時徳太や粟田臣細目とおなじ小徳であった。孝徳天皇即位の時に金の鞆を帯びて壇の右に立ったことは有名で、徳太とおなじく大化5年4月小紫から大紫に昇叙されて右大臣となった。

この大化5年4月、新任された左右大臣が蘇我・阿倍両氏の何れでもないこと、しかしやはり両氏とおなじく前代からの名門の出自であったことに留意されよう。

白雉2年(651)7月、右大臣長徳薨じ、斉明天皇4年(658)正月左大臣徳太が薨じたが、その後数年後任の任命はなく、左右大臣共空席であったと推定される。

斉明天皇末年ないし天智称制元年(661)、石川麻呂の弟蘇我臣連子が大臣となったが、彼も大臣在位僅か3年天智天皇3年に薨ずると、その後再び7年間の長期にわたり、左右大臣はおかれなかった。

その理由についてはいくつかのことが推測されるが、1には、改新よりすでに十数年、天皇中心の思想はすでに人心に侵透し、あえて他の諸豪族を左右大臣に補任して政権の安定を計る必要は失われていたこと。2には皇太子中大兄——内臣鎌足ライン、ないし皇太弟大海人皇子——内臣鎌足ラインによって万機が撰行され、必ずしも政務の運営に左右大臣輔弼の必要を感じなかったらしいこと、3には左右大臣にふさわしい人材を欠いた——その裏には出自に貴賤・適非があり、大臣位に就くためには一定の氏族(門閥)の出身であることを要したなどのことが考えられる——ためであろう。

2 天智10年政府の公卿

天智8年(669)10月、内臣中臣鎌足が薨じた。その薨に当り、天皇は大織冠と内大臣の位を授け、姓藤原を賜うたが、この鎌足の薨によって大化の功臣はすべて世を去った。かくて1年余ののち、天智10年(671)正月5日、太政大臣に大友皇子、左大臣に蘇我赤兄、右大臣に中臣金、御史大夫に蘇我果安・巨勢比登・紀大人の3者が任ぜられた。

この新政府の構成は、1には近江令の官制によったものと考えられ、2には大化の功臣鎌足の薨により執政担当官の再編・再構成を必要とするに至ったからと考えられ、3には大友皇子の成長と一般に言われる天智天皇と大海人皇子の関係悪化が微妙に作用したものと考えられる。第1の点は、大化以来の左右大臣のほか、太政大臣・御史大夫という新官職が設けられていることに示され、第2の点は皇太子(皇太弟)——内臣ラインによる万機撰行型から3大臣3大夫による合議体制へと転換、整備を試みたところにその一端があらわれ、第3の点は太

政大臣に大友皇子が任命されたところに端的に示されている。

大友皇子の太政大臣任命について、その太政大臣の職責や性格、皇太弟大海人皇子との関係については、すでに先学の説かれたところであるから今は触れないとしても、太政大臣という外廷的な官職に、皇族ことに次代の皇位継承をも予測さるべき皇子が就任した事実は留意の要がある。かりに大友皇子の太政大臣就任が、皇太弟大海人皇子から政治の実権を奪うための苦肉の策であったとしても、皇子が太政大臣になったという事実は、大化改新以来約4分1世紀におよぶ孝徳・斉明・天智3代の間かつて一度もなかったことで、後代にその先例を開くものとして注意を引くのである。

つぎに左大臣の蘇我赤兄は、この時年令49才、前の右大臣蘇我石川麻呂・同連子と兄弟である。その女常陸娘は天智天皇の妃となり山辺皇女を生み、また女大薙娘は皇太弟大海人皇子の夫人となって、穂積親王以下1男2女を生んだ。書紀によれば、彼は有間皇子の謀反事件に関係して、皇子を捕えて天皇の許に送り、天智8年には筑紫率となり、同年10月鎌足の薨に際してはその家への行幸に供奉して恩詔を奉宣したという。当時彼は大錦上であったが、鎌足なきあとの朝廷内部における第一の重臣であったと推定される。

右大臣中臣連金は、中臣連可多能古の孫であり、父は糠手子、鎌足とは従父兄弟にあたる。彼も亦大臣就任のとき大錦上であったが、彼の右大臣就任は大化後の政界における中臣氏の地位の上昇を物語るものとして注意の要があろう。

元来、中臣氏は神事に仕えた名門として名高い。書紀には、欽明朝に百済の聖明王が金銅製の釈迦像を献上したとき、大臣蘇我稻目が天皇の間に答えて崇仏を主張し、中臣連鎌子は大連物部尾輿と共に反対を称えたこと（書紀欽明10年10月条）、また敏達天皇14年3月大夫中臣勝海が大連物部守屋と共に排仏を主張（書紀敏達14年3月条）したこと、勝海は用明天皇2年にも排仏を策して返って殺された（書紀用明2年4月条）ことなどがみえる。しかしこの勝海が大夫と記されている以外には中臣連氏が執政の地位にあがった記事はない。

僅かに、推古20年2月皇大夫人堅塩媛の改葬に当り中臣鳥麻呂が大臣に代って諫し、推古31年小徳中臣国子が天皇の間に答えて新羅征討を主張し、大徳境部臣雄摩呂と共に新羅征討の大將軍に任命されて任那に渡り、鎌足の父御食子が推古天皇崩御の直前天皇の命により山背大兄王を閤門に呼入れ、また崩御の後に大臣蘇我蝦夷が田村皇子を天皇に立てんと計った時、あるいは泊瀬仲王に召されてその意を大臣に伝え、あるいは大臣の意を群臣と共に山背大兄王に伝えるなどのことがあり、中臣氏の

大化直前における中央政界での活躍が窺える。

しかし総じて言えば朝廷内部における中臣氏の政治的地位は、当時他に隔絶した勢威を有した蘇我氏にはもちろん、境部臣・阿倍臣・巨勢臣・大伴連などの諸氏に比較しても一段低位に格付けして誤りないと思われる。そこに大化第一の功臣というよりむしろその推進者であった鎌足が、先にふれたように左右大臣につくことのなかった最大の理由があったと思われるが、天智10年に至って従父弟金が右大臣に就任した背景には、大化改新後4半世紀の間に、鎌足によって築かれた中臣氏の地位の向上があったものと推定されるのである。

御史大夫に任ぜられた蘇我我果安・巨勢臣比等・紀臣大人の3名は、いずれも孝元天皇——武内宿弥を同祖と仰ぐ一門の臣姓氏であり、5～6世紀以降その由緒を誇る名門であることがまず注意されよう。また左大臣蘇我赤兄に加えて果安が御史大夫に任命されたことは、他の2者も蘇我氏の同族であることと加えて、蘇我本宗家滅亡ののちも名門蘇我氏の権威が依然として他氏にぬきんでていたことを示すといえよう。

また大化改新以来、はじめて紀氏が登用されたのに対して、改新の際左大臣に登用せられた阿倍氏、おなじく大化5年右大臣に登用せられた大伴氏が除かれた点も注意を要しよう。たとえば大伴氏の場合は、右大臣長徳の弟馬来田・吹負らは当時相当の年令に達していたと思われるが、大臣には勿論御史大夫にも登用されていない。おなじ右大臣蘇我石川麻呂の場合、その弟連子・赤兄が相次いで左右大臣に登用せられ、巨勢氏が左大臣徳太に次いで今も亦比等が御史大夫に起用されたのに比すれば、両者の間にはかなりの格差が存在したことが推察されるのである。

× × ×

この成立したばかりの新しい支配機構を、間もなく崩壊に導いたのは壬申の乱である。この乱によって、大友皇子を失った近江朝廷は滅亡し、果安は戦死し、金は斬首され、赤兄・比等はそれぞれ配流せられて、断罪を免れたものは紀大人唯一人にすぎなかった。

太政大臣大友皇子を含むこの6人は、天智天皇の末年その病重きに際して、内裏西殿の繡仏像の前にて6人心をおなじくして天皇の詔を奉らんことを泣血いて誓盟ったと伝えられているが、紀大人が罪を免れたのは伴信友らの説くようにひそかに吉野に通じていたのかも知れない。

壬申の乱における紀氏一族の向背をみれば、紀臣阿閉麻呂は吉野側に属して東道將軍として活躍し、天武天皇3年2月その薨去に際しては壬申の功によって大紫位を贈られている。また紀臣大音も吉野側に属して大和・河内の界懼坂の道を守ったことがみえ、さらに紀臣堅麻呂

は壬申の功により大錦上を贈られている。紀臣の支族坂本臣においても、坂本臣財が吉野側に属して奮戦したことが伝えられているから、史料明確な紀氏の同族がほぼすべて吉野側に属したのに対し、近江側に心を寄せたのは僅かに紀臣阿佐麻呂がそうであったかと推定される(書紀天武5年4月条)に止まるのである。

また3人の御史大夫のうち、蘇我臣果安と巨勢臣比等は数万の兵を率いて不破を襲わんとしたことが書紀に伝えられているが、紀臣大人の行動についてはまったく誌されるところがない。これは恐らく、彼も亦心中吉野に通じて、かりに近江側にあったとしてもその行動は消極的であったのであろう。恐らくはこのことが、壬申乱後の天武朝政権において彼が大納言として政事に参与することの出来た過半の理由であったと思われる。またこの壬申の乱における紀氏一族の向背は奈良時代の政界における紀氏の地位に預って力あったものと推定される。

これに対して、紀氏とは反対に氏の力の殆んどを近江朝に尽して、以後の政界からその名蹟を絶ったのは6世紀以降政界に君臨した蘇我氏である。蘇我蝦夷・入鹿の本宗家は、周知のように改新の際に滅亡し、改新に際し右大臣に起用された倉麻呂系の石川麻呂は、大化5年3月、異母弟日向の讒訴にあって自殺したが、その際長子与志以下妻子尽く殉じてその跡は絶え、讒訴した日向も筑紫大宰帥となって隠流のうわさ流れ、今亦左大臣赤兄とその子孫尽く配流せられるにおよんで、蘇我氏の一族は僅かにのち石川朝臣を称した右大臣連子の子孫がその命脈を保ったにすぎない。

また天智10年の公卿の補任に洩れた大伴連氏も紀氏とおなじくその本宗家のほとんどが吉野側に属した。前の右大臣長徳の弟馬来田・吹負の兄弟が大海人皇子の側近に侍し、又一軍の将として奮戦したことはあまりにも有名であるが、長徳の子安麻呂は叔父吹負の軍に属して倭京から美濃不破宮に使したことがみえ、おなじく長徳の子御行も吉野側に属して中功田をうけた。後に述べるように御行が大納言に進み薨後右大臣を贈られた栄光の基礎は、この乱の功にあったといつてよからう。さらにまた、大伴連友国も同族佐伯連大目らとともに大海人皇子に属していたことが記されている(書紀天武元年6月条)のであって、この事実こそ、大伴氏が天武持統期に納言官として登場し、8世紀奈良時代には公卿に補任された一半の力となったと思われる。

かくの如く、壬申の乱は成立したばかりの天智10年政府を僅か1年有半で崩壊せしめたのみでなく、以後中央政界における諸氏族の勢力分布図に大きな変化を与えたのである。

3 天武・持統朝の公卿

天武朝政権の一つの特長は、天智10年政府のような整

然とした人的配置を持たなかったことである。太政大臣はもちろん、左右大臣すらおかれていない。唯一つ明確なのは、納言に五位舍人王が任ぜられたことである。

『公卿補任』天武天皇御世条には、大納言として紀臣大夫(大人)・大伴連望陀(馬来田)・五位舍人王の3名を挙げているが、紀大人・大伴馬来田が天武朝の大納言となったことは書紀・統紀などの確実な記録にはみえないので十分の信頼はおきがない。

天武朝政権が太政大臣以下3大臣のすべてを欠いたのは、当時における人臣の間に必ずしも人材を欠いたからではなく、天皇自身に万機親裁の考えと覚悟があったからであろうと思われ、政務の万端は納言舍人王を経て、すべて天皇に奏上され、名実共に天皇親政を行わんとせられたものと思われる。かりに大納言に紀大人・大伴馬来田があったとしても、これに皇族の舍人王を加えることによって、その合議の中枢となし、天皇の親裁を行わんとせられたものと思われる。天武朝政権の最も重要な特長は、この天皇親政であり、皇族の納言任命であったといつてよいと思う。

天皇は、天武10年2月草壁皇子を皇太子に立て、万機を摂行せしめたが、これは上記の天皇親政の言わば修正であり、天武朝政権のいわば変質を告げるものであるが基本的には飛鳥朝以来の皇太子摂政型への復帰であったといつてできよう。

この天武10年2月の時点における立太子と政権の性格変更については、いくつかの事情が考えられるが、まず第1に天武9年7月の納言舍人王の薨去があげられよう。これによって天皇親政の命脈であった天皇——舍人王ラインの一角が崩れ、その後任を必要とするに至ったことが考えられる。第2は、この年天武天皇の嫡長子草壁皇子が満20才となり、今日でいう成年の年令に達したことである。

元来天武天皇が天皇親政を打ち出された裏には、第1に乱後の施政は人臣に委ね難い慎重さを要することが多かったこと、第2に大化改新以来の改革の促進を計ること、第3に皇太子に立て政務を委ねべき皇子がまだ幼少にすぎたことがあげられよう。本来もし第3の条件が整いの、安んじて政務を委ねべき皇子が存在した場合には第1・第2の理由はほとんど問題となくなる。しかも天武の治政10年、第1の問題はほとんど克服せられ、第2の改革事業も着々と進捗しつつあった。従って第3の安んじて政務を委ねるに足る皇子が出現した暁には、天皇は常に万機を親裁する必要はない。この年20才に達した草壁皇子は天智元年の出生で、その母は天智天皇の皇女菟野皇女、すなわち天武の皇后から生れた嫡長子であり、その人となりすぐれて政務を担当するにふさわしい人物であった。ここに、この年草壁皇子が皇太子に立

てられ、万機を撰行せしめられた理由があり、天武朝政権の性格が、天皇親政型から皇太子撰行型へ変革された原因があったのである。

書紀は、天武12年2月、大津皇子が初めて朝政を聴いたことを記している。しかしこれは草壁皇子に代って万機を撰行したと言うのではあるまい。万機を撰行する草壁皇子を助けて公式に朝廷の政務に参与したことを伝えるものであろう。大臣・納言という正式の官名は記されていないが、すでに述べたように天武朝政権は最初から大臣を欠いており、舎人王すでに亡く大伴馬来田もこの年6月に薨じているから、皇太子が大政官・法官・理官・兵政官・刑官などの諸司百寮の大小事を決裁するためにはその補佐を必要としたのであろう。従って大津皇子は、本来大臣・納言らの行くべき職務を執行したのであろうと思われる。

朱鳥元年(天武15年・AD686)7月、天皇は「天下の事は大小を問わず悉に皇后及び皇太子に啓せ」と詔された。この時天皇は病すでに重く、その崩御も見通される時点であったから、あるいはこの詔の目的は次の皇位継承をめぐる争いからむかとも考えられるが、いずれにせよこの詔は天皇——皇太子による政事の親裁を標榜した天武朝政権の性格を端的に表現しているといえよう。

× × ×

翌月(朱鳥元年8月)天武天皇は崩御され、持統天皇が称制された。皇太子はもとのまま草壁皇子であったが大津皇子はこの年10月新羅僧行心にそそのかされて謀反を起し、発覚して死んだ。

翌持統元年正月、布勢朝臣御主人が納言として登場した。彼の登場は、天武天皇の末年大政大臣・左右大臣・納言のすべてを欠いた上に、今亦皇太子を補佐すべき大津皇子を失ったための必要にもとづいたものであろう。当時御主人は直大参で、史料明確な諸臣中の冠位では彼は最高位であった。もっとも当時御主人とおなじ直大参には県犬養宿弥大伴・当麻真人国見らがあったが、天武天皇の殯の庭に誅した時、大伴は宮内の事を、国見は兵衛の事を誅した。いずれも宮中内廷的な性格をもつのに対し、御主人は大政官のことを誅した。彼は当時すでに納言となるに最も幸運の位置にあり、その機会に恵まれたということができよう。

なおこの持統元年正月、御伴宿弥御行も亦納言となったと思われる。すなわち持統2年11月乙丑、御主人は天武天皇の殯宮に詣でたが、このとき大伴御行とたがいに進んで誅したと伝えられており、以後書紀持統天皇5年正月乙酉条には、

増封皇子高市二千戸通前三千戸。……直大壱布勢御主人朝臣与大伴御行宿弥八十戸通前三百戸。

とあり、また持統8年正月丙戌条には

以正広肆授直大壱布勢朝臣御主人与大伴宿弥御行。増封人二百戸通前五百戸。並為氏上。

とあり、さらに持統10年10月庚寅条には

仮賜正広参位右大臣丹比真人資人一百廿人。正広肆大納言阿倍朝臣御主人大伴宿弥御行並八十人。直広壱石上朝臣麻呂直広貳藤原朝臣不比等並五十人。

と記されていて、封戸の戸数・賜与の時期・氏上への任命・資人の数・仮賜の時期、すべて御主人・御行両者に対する朝廷の待遇はまったく相等しいのである。このことは文武天皇5年正月大伴御行が薨ずるまでまったく同様で、文武天皇4年8月両者はならんで正広参を授けられ(統紀文武4年8月条)、翌大宝元年正月御行が薨ずると右大臣を追贈され、御主人は同年3月新官制施行と共に右大臣に補任せられたのである。従って、『公卿補任』持統天皇御世条の納言官には御主人のみみえて大伴御行の名が落ちており、文武天皇大宝元年始めて御行の名がみえるが、前掲書紀持統10年10月条の文から彼も亦大納言であったことはほぼ間違いなく、『公卿補任』の誤りとすべきである。従って、おそらくは持統天皇の初年に布勢朝臣御主人と大伴宿弥御行とが相並んで納言に任ぜられたのであろう。

天武朝政権が、つねに大臣を欠ぎ、納言に皇族を任じあるいはそれに紀・大伴の人臣を加えたのであったかと推定されるのに対し、持統天皇称制中の初期政権が、おなじく大臣を欠ぎ乍ら、舎人王・大津皇子に代えて布勢朝臣・大伴宿弥両氏を起用したことは注意を要しよう。

さて、この持統朝初期に引続き万機を撰行したと推定される草壁皇子は、持統3年4月僅か28才を以て薨じた。持統天皇は同年6月浄御原令を班賜し、翌4年正月即位式を挙げて天皇位に即き、同年7月新官制を施行して新人事を行ない、新しい体制を確立した。この新政権に大政大臣として起用されたのは高市皇子であり、右大臣に任命されたのは多治比真人嶋であった。左大臣は欠員とされたらしい。おそらくこの時、布勢(阿倍)朝臣御主人と大伴宿弥御行が大納言に任ぜられ、大神(三輪)朝臣高市麻呂が中納言に任ぜられたものと推定される。

このとき太政大臣として起用された高市皇子は、天武天皇と胸形君德善の女尼子娘との間に生れた天武天皇の第1皇子である。壬申の乱に、諸皇子中最年長であった彼は父天皇の片腕として最もめざましい働きを示した。ただ母の出自が低かったため、草壁・大津両皇子の下におかれたが、たとえば書紀天武5年正月条に

癸卯 高市皇子以下小錦以上大夫等……

とあり、同天武8年5月条に

乙酉 天皇詔皇后及草壁皇子尊大津皇子高市皇子河嶋皇子忍壁皇子曰……

とあり、また同天武天皇朱鳥元年8月条に

辛巳 ……是日皇太子大津皇子高市皇子各加封四百戸，川嶋皇子忍壁皇子各加百戸。癸未芝基皇子磯城皇子各加二百戸。

とみえるように、他の諸皇子の上に置かれていた。従って、さきに大津皇子が叛死し、皇太子草壁皇子も薨じた今、高市皇子は諸皇子中第1位にランクさるべき立場にあったのである。もし万一後任皇太子が立てられるとすれば、彼はその最短距離に位置していた。しかし彼は皇太子に立てられることなく、太政大臣に任命されたのであった。

このような処置をとった持統女帝の胸中は、極めて複雑なものであったと思われる。すでにこのころ女帝の胸中に、天皇位は天武の子孫に嫡々相承せしめる思いが生じていたろうと、多くの先学が指摘されているが、さすれば将来の天皇位を期待される皇太子に異腹の高市皇子を立てることは許されない。さりとて嫡々相承を打ち出した場合当然皇太子となすべき草壁皇子の王子たちは未だ幼少に過ぎて万機撰行の力なく、王子を皇太子とすることは難しかった。また持統8年高市皇子薨後の宮廷情勢を考えあわせると、果たしてこの時、天皇の意志として嫡々相承制を打ち出し得たか否かも問題となる。かような皇太子万機撰行の慣習と、嫡々相承制を打ち立てんとする持統天皇の心中の思いと、従来の慣行に易々たる廷内情勢の相違とが立太子のさまたげになったと思われる。

かくて、天皇に代って万機を撰行すべき皇太子を欠く場合、かつて天武天皇がとられたように天皇親政の方針を打ち出すか、若くば他に皇太子に代る政務担当者をおくよりほかに道はない。高市皇子の大政大臣就任は、1には天智10年政府の大友皇子の例に倣い、2には皇太子に代る万機撰行の大任を帯びて実現されたものと思われる。

右大臣多治比真人嶋は、多治比王の子であり、多治比王は宣化天皇の曾孫である（続紀大宝元年7月条）。彼は皇太子草壁皇子が薨じ、その直後浄御原令が班賜された持統3年8月までは直広弍に過ぎなかった。しかし翌閏8月一挙に2階を昇叙して直広弍となし、翌4年7月にはさらに一挙4階をあげて正広参に進めた上、右大臣に任じている。僅か1年足らずの間に一挙6階も昇叙したのは、一に彼を大臣に任命するための必要から出たものであり、皇太子の薨去と浄御原令の施行に密接に関連するものであったことが推測されよう。しかして、このような破格の昇叙を行い得たのは一に彼が近き皇族の出自であったことによるであろう。かくて持統朝後期政権の大臣位は、皇族ないし皇族出自者によって占められたのである。

布勢御主人・大伴御行は、おそらく納言から新制の大

納言にスライドされたものであろう。これに中納言として新たに三輪（大神）朝臣高市麻呂が加えられたが、彼は大花上利金の子で、壬申の乱の功臣である。本来大神氏は、大和の出身ではあっても中央豪族とはやや異った君姓であり、従来中央政界において執政の地位につくことはほとんどなかった氏族である。彼が納言の地位に昇り得たのは、彼の人柄に加えて壬申の功績が預って力あったものと考えてよからう。

いずれにせよ、持統朝政権は大臣が皇族ないしその出自者によって占められたのに対し、大中納言はすべて人臣によって占められたことは一つの特長であり、しかも大中納言の3者はいずれも壬申の乱の功臣たちであったことが共通していた。また壬申の乱直前の天智10年政府とはまったく異なった氏族によって構成されていたことも注意を要しよう。しかし彼らが畿内出身の名門に出自していたことには変化はなかったのである。さらにまた太政大臣高市皇子が従来皇太子の負った万機撰行の大任を果たしたとすれば、天武朝に納言舎人王の果たした役割を右大臣多治比真人嶋が負ったろうと推測せられるのである。

4 持統朝以前における公卿補任の性格

さて持統朝以前における太政大臣は、外廷的な最高の官職である点、大宝・養老両令のそれと同様であった。しかしその職責は、両令の「右師範一人儀形四海」云云というやや理念的なものとは異なり、より実質的・実務的な性格をもち、その職能は皇太子の「惣百揆」「万機撰行」にはほぼおなじだったものと推定される。

持統朝以前の大政大臣は、天智10年政府と持統4年政権の両度に補任をみたが、人臣補任の例はなく、前者は大友皇子後者は高市皇子で、いずれも皇族中の筆頭に推されるべき皇子が補任されたのであった。

もっとも両皇子の太政大臣補任の事情はそれぞれ異なっており、大友皇子補任の場合は家永博士らの言われるように、皇太弟大海人皇子から政治的権能を奪い、実質的に大友皇子に帰せしめんための策であったかと思われるが、高市皇子の場合はすでにふれたように皇太子に立てるべき天皇意中の王子が当時僅か8才の若年であったため、彼を太政大臣に補任し以て万機撰行すべき皇太子の職能を代行せしめたのであった。

ともあれ、太政大臣に関して、第1にその初現は天智10年政府であること、第2に天智10年政府と持統4年政府の2度補任をみたが、その間の天武朝全期・持統朝初期を通じて補任をみなかったことがほぼ確認されるのである。また持統以前の大政大臣の性格は、当時の皇太子とおなじ万機撰行の職能を有するものであったこと、従って補任者は本来皇太子に擬すべき皇族中の筆頭皇子であったことの2点に要約できよう。

つぎに左右大臣は、孝徳朝の前半期に阿倍倉梯麻呂と蘇我石川麻呂、後半期に巨勢徳太と大伴長徳とがならび補任され、天智10年に蘇我赤兄と中臣金が並任された他は左右大臣の一方を欠ぎ、また斉明朝以後双方を共に欠ぐこともあり、ことに壬申の乱以後天武朝全期・持統朝初期を通じて約20年間左右大臣が共に補任されなかったことは注意を引く。また孝徳・斉明・天智の3代4分1世紀の間に左右大臣に補任されたものは、阿倍・蘇我両氏以下すべて畿内豪族中の名門であったが、左右大臣への豪族の補任が天智10年政府を以て終りを告げ、持統4年の新政府に久方ぶりに登場した右大臣は皇族の出自たる多治比真人嶋であったことは、令制における納言官の新設とその補任をあわせ考えて注意を引こう。

要するに大化改新から持統朝まで約50年、半世紀にわたる左右大臣の補任には、時代により時期によりかなりの変化が指摘できるのであるが、要約すれば第1に左右大臣の補任を必要とした時期と必ずしも必要としなかった時期があり、第2に孝徳朝を除いてしばしば左右大臣の一方を欠ぎ、第3に天智10年政府以前の左右大臣には中央名門の豪族を補任し、持統朝には皇族出自者を補任したことが特徴的で、第4に左右大臣の補任者は阿倍・蘇我・巨勢・大伴・中臣・多治比の6氏であったこと、を指摘できよう。そしてこのことは奈良時代の公卿補任といずれも密接に関係する点において重要である。

最後に御史大夫およびそのあとと言われる納言官は、本来令制の大納言とおなじく左右大臣を助けて国政に参与し、令ならびに義解の説くように左右大臣なきときはその職務を専行するのが、その職責であったと考えられる。その初現は天智10年政府であるからそれ以前にはおかれていない。天武朝の五位舎人王を除いて、他はすべて畿内豪族で占められ、天智10年の御史大夫に蘇我・巨勢・紀、持統朝大納言に阿倍(布勢)・大伴、中納言に大神、そして天武朝の大納言といわれる紀・大伴両氏を加えて、そのほぼすべてが左右大臣補任者と同族ないし同格の大化前代に遡る中央名門の豪族である。ただ中で中納言大神氏のみが、おなじ畿内豪族ながら御史大夫・大納言補任の諸氏に比較して一步を譲ることが指摘されよう。

二 奈良朝初期の公卿補任

1 文武朝初期政権の公卿

持統天皇10年7月、太政大臣高市皇子が薨じた。天皇は大臣の後任を任命することなく、翌11年2月、ようやく15才に達した草壁皇子の嫡男珂瑠王子を皇太子に立て、半歳ののち、同年8月には皇太子に譲位して文武天皇となし、持統女帝は太上天皇(上皇)として政務をみるの策にでられた。

文武朝初期(元年から5年3月=大宝改元まで)の約4年間、中納言以上の在任者として『公卿補任』は右大臣多治比真人嶋・中納言大神朝臣高市麻呂の両名をあげるにすぎない。たしかに太政大臣は高市皇子の薨後後任の補任はなく、左大臣は持統朝においても常に欠いでおり、当時おそらく大臣補任者は右大臣(のち左大臣)多治比真人嶋のみであったと思われる。しかし大納言については疑いがあり、阿倍朝臣御主人・大伴宿弥御行が持統朝に引き続き大納言であったろうと察せられる。

すでに述べたようにこの両者は、持統朝の初め納言の地位に就き、浄御原官制によって大納言に就任したろうことが推定され、持統末年のお大納言であった(書紀持統10年10月庚寅条)こと、文武朝初期は持統上皇が健在で若年の天皇に代って政務をみられたのは上皇であったろうこと、従ってその政策・官人補任の大変更をみたとはいえ考え難いこと、文武5年(大宝元=701)正月御行は大納言正広参であった(統紀文武天皇大宝元年正月己丑条)こと、同年3月21日御主人も大納言正広参から正従二位を授けられて右大臣となった(統紀大宝元年3月甲午条)こと、そして文武天皇4年8月御主人・御行の両者が正広参を授けられたが、これは御主人らの治績をほめて授位の恩典を賜うたものと考えられ、そうとすればその恩典に浴した治績は持統朝における過去の治績とは考えにくく、文武朝における当時の治績と考うべきであろう。さすれば、両者が文武朝に散位もしくは卿以下であげた治績とするより大納言であったと考えることがより合理的であることなどを併せ考えると、文武朝初期両者はともに大納言であった可能性が高いのである。

初期政権を通じて、中納言は大神朝臣高市麻呂1人であったかと想像されるから、文武朝初期の大政官構成は

右大臣	多治比真人嶋
大納言	阿倍朝臣御主人
〃	大伴宿弥御行
中納言	大神朝臣高市麻呂

であったと考えてよかろう。従ってその構成は持統朝末年のそれと等しく、性格的にもその継続であったとすべきであろう。

× × ×

大宝元年3月21日大宝令による新官制が施行されたがその直前の正月15日大納言大伴御行が薨じた。その欠を補い新官制施行に備えるためであったろうか、中納言4名を新たに補任する新人事が行われたらしい。統紀大宝元年3月甲午条の

授左大臣正広式多治比真人嶋正正二位、大納言正広参阿倍朝臣御主人正従二位、中納言直大壱石上朝臣麻呂、直大壱藤原朝臣不比等正正三位、直大壱大伴宿弥安麻呂、直広式紀朝臣麻呂正従三位

の記事は、それに続く大納言御主人を右大臣と為し、石上麻呂以下3名を大納言になす記事とあわせ考えるとそのように解せられるのである。この時に補任せられた新中納言が、石上麻呂・藤原不比等・大伴安麻呂・紀麻呂の4人であったことは、次に来る3月21日の大納言補任人事と相俟って大政官構成の性格追求上注目すべきものである。

この時中納言に起用せられた石上麻呂は、壬申の乱に際し最後まで大友皇子に従った近江方の功臣であり、大神朝臣高市麻呂が吉野側の功臣であったのと比較して好対照をなしている。彼は乱後罪を免れたらしく、天武5(676)年大使として新羅に使い、朱鳥元年天武天皇の殯宮に法官のことを誅した。この時すでに直広参であった彼は、のちに中納言となった大神朝臣高市麻呂の直大壺より上位にあり、また持統10年10月直広壺に叙せられ、持統6年における中納言大神朝臣高市麻呂の位階直大壺をしのいでいた。そして文武天皇4年10月筑紫総領に任ぜられたとき直大壺で、大宝元年3月当時その位階、官職は共に大納言阿倍御主人に次ぐ高官位にあったのである。

藤原不比等は、大化の功臣鎌足の第2子で、その前年6月、刑部親王・粟田朝臣真人らと律令を撰定せしめられたことがみえており、当時すでに直広壺、その位階は石上麻呂・当麻真人国見・大伴宿弥安麻呂の直大壺組に次ぐ高位にあった。父鎌足の殊功・彼自身の律令撰定等の功業・当時における位階からすれば彼の中納言就任も亦当然であったといえよう。しかし彼に関して忘れてならないのは、文武天皇元年8月即位の月に彼の娘宮子を天皇の夫人とし、この大宝元年首皇子(聖武天皇)を出生したことである。彼の立身には妻皇女養三千代の活躍が預って力あったとはよく言われることであるが、この宮子・首皇子による不比等の外戚的結縁が余人と異なった殊遇の源泉となった。

大伴宿弥安麻呂は、右大臣大伴連長徳の第6子といわれ、大納言(贈右大臣)御行の弟である。壬申の乱には叔父吹負に従って吉野側に力を尽した。朱鳥元年石上麻呂とおなじく直広参であり天武天皇の殯宮に大蔵の事を誅した。大宝元年新官制施行当時も石上麻呂らとおなじく直大壺であり、藤原不比等より高位にあった。兄の大納言御行が薨じた補充として中納言を任用する場合、彼の位階からすれば当然補任せらるべき地位にあったといえよう。

ところで最後の紀朝臣麻呂は、天智10年政府の御史大夫(天武朝の大納言)紀臣大人の子で、持統7年(693)引田朝臣広目ら6名と共に直広肆を授けられた7人中の1人であり、大宝元年3月には直広式に昇叙されていた。そこにみられる位階の昇進および大宝元年3月21日にお

ける叙位任官は、他の諸人に比較してかなり注目を引く。たとえば、持統7年直広肆を授けられた7人のうち、引田朝臣広目は大宝3年(703)従五位上にすぎず、斎宮頭兼伊勢守に任ぜられた。また巨勢朝臣多須益はそれよりさらに3年後の慶雲3年(706)7月従四位上を以て民部卿に任ぜられ、和銅3年(710)大宰大貳従四位上を以て卒した。巨勢朝臣麻呂は慶雲2年(705)民部卿に任ぜられたが、当時位階は従四位下にすぎず、多治比真人池守も亦、左大臣嶋の長子でありながら和銅元年(708)民部卿、同3年(710)右京大夫で、位階は通じて従四位下にすぎなかった。しかも大宝元年当時、紀朝臣麻呂より上階者には直大貳粟田朝臣真人らがいたが、彼らを抜いて中納言に補任せられたのである。従って紀朝臣麻呂の補任は彼の位階からすれば必ずしも当然の人事とは言い難いのである。

紀朝臣麻呂の中納言補任は、紀氏が第1に蘇我・巨勢・平群氏らとならぶ大化前代の名門の出であり、第2に壬申の乱にその同族ほぼすべてをあげて吉野側に力を致した功業の氏族であり、第3に彼自身は天智10年政府の御史大夫大人の子であること、第4に紀朝臣竈門娘が文武天皇の嬪となっていて、紀氏は天皇の外戚筋に当たっていたこと、第5に彼の有していた位階直広式は本来中納言に補任すべき位階としてはやや不充分ながら、ほぼその位階に近く(中納言大神朝臣高市麻呂は直大貳)、第1～第4の条件を加味するとき中納言補任も至難ではなかったこと、の5条件に支えられたものと思われる。さらに敢えて言えば、この時の大政官構成メンバー中には蘇我・石川・巨勢・平群氏など5～7世紀の重鎮として活躍した武内宿弥系同族の出身者が1名もなく、従って彼には同族中の最適任者としての要素が含まれていたのかも知れない。

かくてこの新構成のメンバーは、皇族の出自になる左大臣多治比真人を筆頭に、阿倍・物部(石上)・大伴・紀という、大化前代の名門家に大化の功臣鎌足の子不比等を加えたものとなったのである。この政権の特長としては、第1に舍人王や高市皇子のような皇族が含まれていないこと、第2にこの構成は浄御原令の官制によると考えられること、第3にそれにもかかわらず天武一持統朝政権が内外廷不分離の雰囲気をかもすのに対し、これは十分に外廷的であること、第4に多治比真人・藤原不比等・紀麻呂という旧皇族の縁辺に連なる者や天皇の外戚筋に当る者を半数含んで、天皇のミウチ的つながりを保っていること、第4に大化前代以来の名門家の連合政権の性格をあわせもつこと、をあげよう。

またこの構成メンバーにみる官人の性格をみると、第1に畿内出身の豪族であること、第2に5～6世紀以来の名門家であること、第3に大化または壬申の乱におけ

る功臣またはその子であり、第4にそれぞれ天武朝以降の歴代に信任せられてそれぞれの治績をもつこと、の4条件を満たす者であることが挙げられよう。

2 大宝元年新令による大政官構成

大宝元年3月21日の新令による位階の切換え叙位は、次に来る大政官人事とからんで誠に興味深いものがある。左大臣嶋が正広弍から正二位を、大納言御主人が正広参から従二位を授けられたのはそれぞれ一階を進められたもので、特に御主人の従二位は右大臣補任のための前提と考えられるものである。

旧位階が大宝令制の新位階のどれに相当するかについては多少問題があるが、正大弍は正二位、正広弍は従二位、正大参・正広参は正三位、正大肆・正広肆は従三位、直大壹は正四位上、直広壹は正四位下、直大弍は従四位上、直広弍は従四位下と推定されるから、中納言石上麻呂・大伴安麻呂の直大壹は正四位上相当となるが、石上麻呂は2階（旧階3階）昇叙して正三位に叙せられ、大伴安麻呂は1階昇叙の従三位に止められている。この両者の叙位は、前者は新官制による大納言相当位であるのに対し、後者はその資格に欠ける点で重要である。

ところで、両者より位階の低かった藤原不比等は直広壹より3階（旧階4階）昇叙して正三位に叙せられ、大伴安麻呂を抜いている。またもっとも位階の低かった紀朝臣麻呂は直広弍から4階昇叙されて従三位に叙せられ安麻呂と同位階となった。最後に持統朝以来中納言としては最古参の大神朝臣高市麻呂は、持統7年6月の天皇に対する諫争以来1階の昇叙に預ることなく、この時も直大弍からそのまま従四位上に止められて、自動的に納言官を解任さるべき位階に転落している。

このような新しい叙位を前提として同日新しい太政官構成が発表された。

左大臣	正二位	多治比真人嶋
右大臣	従二位	阿倍朝臣御主人
大納言	正三位	石上朝臣麻呂
〃	〃	藤原朝臣不比等
〃	従三位	紀朝臣麻呂

である。この新構成を官制上からみれば、新令に「無其人則闕」とされた太政大臣の補任をみなかったこと、左右大臣の定員が満たされていること、大納言は定員4名であるのに3名の補任をみたのみで、1名欠員のままであること、新令制通り中納言が停廢されたことがあげられる。中でも大納言1名の欠員は、大伴安麻呂の存在を考えると特に注意を引く。

この構成を補任された官人の側からみれば、まず皇族の補任をみなかったことがあげられる。これは恐らく左大臣に皇族出自の多治比真人嶋を据えたこと、および19才の若き天皇の後見として持統上皇が自から万機摂政の

任につかんと志ざされたによるのであろう。時に上皇は57才、年令的には円熟の境にあったと思われる。次に左右大臣に補任された嶋と御主人は、その経歴・位階から順当な人事とすべきであろう。当時左大臣の真人嶋は78才、皇族の出自に加えて、この時すでに大臣歴満10年を越え、文字通り政界の最長老であった。右大臣阿倍御主人も納言歴十数年、年令67才、大伴御行薨後の当時その経歴他に絶し、嶋に次ぐ政界の大長老であった。ただ大納言については、中納言歴10年中納言最古参の大神朝臣高市麻呂と、前日まで紀麻呂や藤原不比等より上位の位階にあった新中納言大伴安麻呂が、太政官構成から姿を消したこと、ならびに位階不相当な紀麻呂は大納言に昇任されたことが注意を引くのであり、大納言補任の条件なり資格について検討を要するに思う。

石上麻呂の大納言補任については、ほとんど問題がない。彼はこの年年令60才、名実共にその位階経歴右大臣御主人に次いでいたのである。

これに比すれば3階（旧階では4階）特進昇叙して正三位となり大納言に補任された藤原不比等は当時43才、ようやく不惑を越えたばかりであった。彼が異例の昇叙に預り大納言への補任をみたのは、前にふれたように彼の本姓中臣氏が畿内出身の豪族であり、朝廷と関係の深い名門の出であるのに加え、父鎌足の殊功・律令制定等の彼自身の功績があり、そして娘宮子が文武天皇夫人となり皇子を出生した天皇とのつながりがあったからである。

紀麻呂も異例の4階昇叙に預かり、その上大納言相当位には1階不足の従三位でありながら、正三位の石上麻呂や不比等とならんで大納言を拝したのは、すでに述べた6個の条件、殊には彼および紀氏一門の壬申の乱における功績、彼が天智朝の御史大夫大人の子であること、文武天皇の皇嬪竈門娘を通じての天皇とのミウチ的關係が預って力あったものと考えられる。

これに反して大神朝臣高市麻呂は、持統6年(692)すでに直大弍であったが、それから10年中納言の頭要にもかかわらず大宝元年に至っても昇叙された形跡がない。しかも大宝元年の新位階叙位にあたってはそのまま従四位上に叙せられて、納言官相当位（大納言正三位・のち復活する中納言正四位上のち従三位）にははるかにおよびぬ低位階に転落し、翌大宝2年長門守に任ぜられ、慶雲3年従四位上右京大夫を以て卒した。死後壬申の乱の功を以て従三位に叙せられたが、これには野村忠夫氏の説かれた村国男依などとおなじく、大化前代からの権門の家柄にあらざる者のたどらざるを得なかった昇進の限界があったということができよう。

ちなみに、壬申の乱の功臣にその死後贈られた位階を表にすると次の通りである。

位階	贈位年	氏名	出典
大紫	天武3	紀臣阿閉麻呂	紀天武3年2月条
〃	〃5	物部連雄君	〃〃5年6月条
〃	〃5	坂田君雷	〃〃5年9月条
〃	〃9	星川臣麻呂	〃〃9年5月条
〃	〃11	膳臣摩漏	〃〃11年7月条
〃	〃12	大伴連馬來田	〃〃12年6月条
小紫	〃5	大三輪真上田君子人	〃〃5年8月条
外小紫	〃4	大分君恵尺	〃〃4年6月条
〃	〃5	林国連男依	〃〃5年7月条
大錦上	〃8	紀臣堅麻呂	〃〃8年2月条
〃	〃9	秦造綱田	〃〃9年5月条
〃	〃11	舍人連糠虫	〃〃11年2月条
〃	〃11	土師連真敷	〃〃11年3月条
大錦中	〃12	大伴連吹負	〃〃12年8月条
大錦下	〃9	三宅連石床	〃〃9年7月条
〃	?	坂上直能毛	統紀靈龜2年4月条
小錦上	天武8	大分君稚見	紀天武8年3月条
〃	?	置始連宇佐伎	統紀靈龜2年4月条
小錦下	?	文直成覚	〃〃
〃	?	尾張連馬身	〃宝字2年4月条
正広参	大宝元	県犬養大侶	〃大宝元年1月条
直大老	天武14	當麻真人麻呂	紀天武14年5月条
〃	朱鳥元	羽田真人八国	〃朱鳥元年3月条
〃	?	文忌寸知徳	統紀靈龜2年4月条
〃	?	丸部臣君手	〃〃
直広老	文武2	田中朝臣麻呂	〃文武2年6月条
〃	〃3	坂上忌寸老	〃〃3年5月条
正四上	慶雲4	文忌寸称麻呂	〃慶雲4年10月条
正四下	和銅3	黄文連大伴	〃和銅3年10月条
従四上	大宝元	忌部宿弥色夫智	〃大宝元年6月条
正五上	大宝3	民忌寸大火	〃〃3年7月条
従五上	〃	高田首新家	〃〃
〃	?	尾張宿弥大隅	〃靈龜2年4月条

大別して大臣位に相当する大紫・小紫（県犬養大侶の正広参もこれに準じよう）と大錦・小錦とに分類し得る。このうち大紫を授与された6人に共通するところは畿内出身の中央豪族に属し、大伴氏を除いてはのちに真人ないし朝臣の姓を賜うた氏族に限られていることである。小紫を賜うた子人は、おなじく畿内出身で天武13年八色姓制定の時朝臣を賜うた有力氏ではあるが、本来君姓を帯び、公・臣・連らの諸姓氏とは異なった立場にあったことが、大紫に至らず小紫に止められた理由であったと思われる。これに対して外小紫を賜うた恵尺と男依とは常に指摘されているように、軍功豊かな畿外出身の豪族であった。従って、大紫・小紫賜与の相違は氏族の大小（貴賤）によるのであり、内外位の相違は畿内出身と畿

外出身の相違に帰することができる。今一つ注意すべきことは、紫位の授与を受けた者は各氏共氏中1名に限られ、同族中2名以上の功臣を出した場合には他の人は必ず大錦以下が授与されていることである。すなわち大伴連吹負は村国連男依らと軍功一二を争う功臣であるが、兄の馬來田が大紫を授けられ彼自身は大錦中に止まっている。紀氏にあっては、阿閉麻呂が大紫を授けられて堅麻呂は大錦上に止まり、大分君氏にあっては恵尺が外小紫を授けられ、稚見は小錦上に止まっているのである。

以上のことからすれば、大神朝臣高市麻呂は同族大三輪子人がすでに小紫を贈与されているから、当然に大錦位（のちの直位、正四位上以下従五位下以上）以下に敘せらるべき立場にあったのである。彼が持統朝中納言となった時点で直大武であったのは、正しくその極位に近かったと判断され、彼が中納言登用以来卒去するまで十数年、生前遂に唯一度の昇叙をもみなかったのは、実はここにその原因があったと考えられるのである。加えて彼が、持統6年天皇の伊勢行幸にひたすら直言諫争したこと（書紀持統6年2月条）は、天皇への忠勤に出たことであつたが、返って天皇の覚めでたからず、彼の昇進をさまたげるものとなつたと思われる。かくて彼は、新令による位階授与に際して、前述の如き低い位階に敘せられ納言となる資格を喪失したのである。

次に大伴宿弥安麻呂は、大宝元年3月新位階への切换時点で、筆頭大納言石上麻呂と同一の直大老であり、彼を越した藤原不比等や彼と同位を敘せられた紀麻呂より上位であつたから、本来なら当然に大納言相当の位階を授けられてしかるべき立場にあった。またその直前に彼が麻呂・不比等らと共に中納言に補せられたのも大納言補任への一階梯としての含みをもっていたと思われる。しかるに彼は紀麻呂とおなじく従三位に敘せられながら、大納言に補任されることなく、中納言をも停廢されて散位となつた。しかも大納言の定員4名に対し補任者3名で、1名の欠員を存しながら補任されなかつたのである。これは如何なる理由によるのであろうか。

もし大納言に補任せられた他の3名が、畿内豪族の出身というなら彼安麻呂も亦そうである。彼等がもし大化前代の名門というなら、彼の祖先大伴氏こそまさにそうであり、他の3氏が、大化・壬申の功臣というなら、彼ならびに彼の一族こそ正にそうである。彼等の父鎌足・大人らが内大臣・御史大夫であつたからというのであれば、安麻呂の父は右大臣長徳であり、彼のもつほとんどすべての条件は前3者に比較して劣ることなく、むしろ優れているというべきであらう。

ただ藤原不比等・紀麻呂が有して彼に欠けていた条件といへば、天皇との血縁的結びつきを欠いていた点のみである。しかしその点では石上麻呂は彼と同一であり、

大宝元年当時までの位階も麻呂と彼は同等であった。かくて他の3者が大納言に補任せられて、彼が補任せられなかった理由は容易に発見することができない。

またもし、彼に執政者としての人物・能力・識見に問題があったものとするれば、この人事の直前に中納言に補任せられ、またのち慶雲10年以降大納言に登用せられた事実を理解することができない。とすれば、あと一つ残るのは姓のみである。やや武断にすぎようが、安麻呂がこの年従三位に止められ、かつまた大納言に補任せられなかったのは彼の姓が宿弥であったからであろう。左大臣嶋の姓は真人であり、他は右大臣・大納言を通じて朝臣である。新政権が天武八色姓の第1・第2位の姓に限り、第3位の宿弥以下を1名も含まぬことは注目してよいと思う。

ただこの直前におこなわれた中納言補任人事の際には彼も亦中納言に補任されていたこと、この時補任された中納言は令制大納言の定数とおなじ4名であり、かつ大納言補任の前提人事と考えられるから、この時点ではまだ彼のもつ姓宿弥のことはほとんど問題とされていなかったと思われる。しかし、いよいよ3月21日に新令による叙位、太政官構成を公表する段階に至って急に表面化し、彼は納言の地位を追われることになったのであろう。

この納言官以上の補任を、皇族の出自たる真人姓か諸臣の第1等たる朝臣姓に限り、宿弥姓以下を排除しようという精神は、中納言が復活した慶雲2年まで続くのである。つぎに述べる朝政参議任命の際、新たに登用せられた5氏は、抜群の高位者たる安麻呂を除いてすべて朝臣姓に限られている。また慶雲2年4月23日、中納言制が復活して3名が補任せられたが、この時参議中より、中納言に補任せられたのは正四位下粟田朝臣真人・同高向朝臣麻呂であり、従三位最高位の筆頭参議大伴安麻呂は中納言には登用せられなかったのである。これは位階は多少低くとも朝臣姓者を登用し、宿弥姓者の補任はこれをばかられたことを示すものといえよう。

しかし、このような宿弥姓蔑視の考えは、同慶雲2年7月19日大納言正三位紀朝臣麻呂の薨を喪機として崩壊し、大伴安麻呂は同年8月11日中納言を経ることなく大納言に登用せられたのである。

従って、大宝元年3月発足の新令による太政官官人構成の性格は、前述したところに宿弥姓以下の官人を排除し、真人・朝臣姓に限って登用したものであることを追加しておきたい。

3 参議朝政と知太政官事

大宝2年5月21日、従三位大伴宿弥安麻呂・正四位下粟田朝臣真人・従四位上高向朝臣麻呂・従四位下下毛野朝臣古麻呂・同小野朝臣毛野の5名を朝政に参議せしめ

られた。令によれば、朝政への参議は大納言の職掌であり新令が施行せられたばかりのこの時に、令制にないかような処置がとられたのは、そこに何等かの理由がなければならぬ。また参議の人選にも一応の考慮を払うべきであろう。

前年3月発足したばかりの左大臣多治比真人嶋を首班とする太政官構成メンバーは、発足後僅か4ヵ月で左大臣嶋が薨じ、新律令制定施行の繁忙期に、右大臣阿倍御主人を長とする僅か4名の少数執行部となり、人員の強化ことには律令精通者を必要としたことが、まず参議設置の理由として考えられよう。もっともそれだけであれば、大臣ならびに大納言各1名の補充を行えば事足りるのであるが、当時新位階への切換えによって三品刑部親王らを除いて大臣にふさわしい位階の所有者は見当らず、大納言相当位の所有者もいなかったことが挙げられよう。

もちろん、大伴安麻呂のみはこの時も大納言紀麻呂と同じ従三位で、唯一の大納言補任有資格者に加え得ようが、すでにふれたように親王を含む皇族および宿弥以下の卑姓者はこれを登用しない無言の原則が存在し、それが彼の補任をさまたげたのであろう。換言すれば、そこに参議設置の第3の必要性が考えられるのである。

なおさらに一つ、憶測に止まるけれども、大宝元年における大納言の任命に不満を抱く諸氏官人の存在と、その不満緩和のために参議が新設せられた可能性を指摘できよう。すなわち、大伴安麻呂についてはすでに述べたが、粟田真人も亦大宝元年3月新官制施行のとき、大納言紀朝臣麻呂よりは上位の直大式から、2階下の正四位下に叙せられており、不比等といい麻呂といい、それぞれ備わる条件はあったにしても、大納言への任用はなおかつミウチ登用の観を免れなかつたであろうからである。従って以上の4者を参議新設の理由として考えることができよう。

次に参議の人選についてみれば、宿弥姓の安麻呂が登用せられたことが注意を引く。彼は本来大納言にも擬すべき位階・経歴の持主であるから参議筆頭者としての位置を占めたのは当然と言えよう。しかし彼の任用によって、参議には宿弥姓排除の方針を貫徹し得なかつたことが指摘できよう。

つぎに粟田真人・下毛野古麻呂は共に律令制定者の一員であり、これに依って官において律令に精通していた人材を要求していたことが知られよう。ことに下毛野古麻呂は当時右大弁であり、大宝元年4月親王以下諸臣百官人らに新令を講じた律令制の精通者であり、ここに畿外豪族出自の下毛野氏が参議に登用せられた第一の理由があつたと思われる。

高向朝臣麻呂はその詳細な経歴は知り難いが、姓氏録

には石川朝臣と同族とみえるから、本来蘇我氏の同族であると思われる。この時の位階が従四位上で真人に次ぎ古麻呂らより上位にあるところから、大宝元年以前にあっては大納言紀麻呂と同位階の直広式前後の高位にあったものと推定される。その出自・その位階から彼の参議登用は妥当な人選ということが出来よう。

最後に小野毛野は、文武天皇4年10月石上麻呂が筑紫総領になったとき、大式として麻呂を補佐した人物である。かの有名な推古朝の遣隋使小野妹子の孫であり、父毛人は墓誌銘によれば天武朝に太政官兼刑部大卿大錦上であった。粟田真人や下毛野古麻呂が大宝律令制定者として大納言不比等らとおなじ仲間であったとすれば、小野毛野は筑紫総領の第1補佐として大納言石上麻呂とはおなじ仲間であったということができよう。当時彼の有した位階と共に、これらの出自・経歴・環境が参議に登用せられた主要な理由として挙げられよう。

かくて参議5名を加えた太政官の新構成は、畿外出自の豪族たる下毛野古麻呂、宿弥姓たる大伴安麻呂らを含んで、豪族連合政権の性格を呈し、前年の天皇のミウチ政権の色彩をもつそれとは著しい対称をなしている。しかし両者とも同一氏族の連任が避けられ、各氏族中の最高位者がその任についていることは共通しており、かつまた政権内部においては大臣・大納言の令制官4名と参議者5名の両者間には資格・条件等かなり差等の目立つことがあげられよう。

× × ×

翌大宝3年1月20日刑部（忍壁）親王が知太政官事に任ぜられた。これは竹内理三博士がいわれたように（「知太政官事考」）、大宝2年12月22日持統上皇が崩じ、万機撰行の人を欠ぐに至ったからであろう。この時天皇はようやく21才、天皇の皇子首は僅か3才、皇太子に立って万機を撰行する年令ではなかった。

しかし、この時はじめて置かれた知太政官事の職制的性格について言えば、直接には太政官構成とは関係がなく、太政大臣以下の大臣・納言・参議とは根本的に異なっており、太政官の構成員ではなかったと思われる。これは本来飛鳥朝以来の皇太子が天皇の下にあって天皇に代って万機を撰行した、言わば天皇のミウチ的な内廷的な職能の系譜を引くもので、治政上の天皇代理ないし皇太子代理であると考えられる。それは太政大臣・左右大臣などのまさに外廷的な官職とは異質的なものである。

くどいが、後者が律令に明記されて国政の表面に立つ行政官職とすれば、前者は律令に明記されることのない天皇固有の統治権能に基ずくその代理者であり、いわば国政の裏面にかくれた政治的職能であったといえよう。

讓位以来万機撰行の任に就いたと思われる持統上皇が崩じた時、朝廷ないし皇室においては、誰がどのような

形で、天皇に代る万機撰行の任につくか、恐らく問題となったであろう。

もし皇太子を立てるとすれば、当時皇太子の権能には将来の皇位継承権も含まれていたと考えられるから、皇太子は将来皇位に就くべき人物でなければならない。しかるに将来皇位に就くべき皇太子は、持統天皇の嫡々相承の精神によって当然文武天皇の皇子でなければならないが、先述のように年幼なく万機撰行の力はなかったから皇太子による万機撰行は不可能であった。

このような場合、さきに皇太子を欠いた天武朝においては天皇親政が漸行され、五位舍人王が納言に就任した例があり、皇太子草壁皇子を失ったのちの持統朝では高市皇子が太政大臣となって万機を執行した例がある。いずれも外廷的な太政官構成の一員、ないし最高執政官として国政をみ、天皇を輔弼したのである。

しかし、竹内博士らのいわれるように、このころ大臣は臣（諸臣）の代表者であり皇子が就任すべきでないという思想が存在した——すでにみたように大宝元年の太政官には事実皇子諸王は含まれていない——とすれば、高市皇子の場合のように、皇太子に代るべき皇子を太政大臣に任じ、天皇の政治的職能を代理する道はふさがれていたことになる。

ここに皇太子のもつ権能のうち、皇位継承権などを除いて、万機撰行の政治的職能のみを付与した知太政官事が案出せられたものと思う。知太政官事の知事とは上位者が卑官の職を行う場合の用語である。いわれるように太政官のことを「知って行わざる」という意味ではなく、天皇に代り皇太子に準じて太政官のこと（すなわち国政のすべて）を「知り、かつ行ふ」という意味であり、いわば「総百揆」職能を示したものといえるであろう。

従って知太政官事に補任される人物は、皇太子に代って天皇を輔弼し、万機を撰行するに足る皇族中第1等の人物でなければならない。この年知太政官事となった刑部親王は、天武天皇の第4皇子で、高市・草壁・大津三皇子なきあとの筆頭皇子であり、かつて国史の編修にたずさわった、今また律令制定の総裁として、両者に精通した諸皇子中の逸材である。はじめて親王位を獲得したのもこの皇子といわれ、まさに万機を撰行するにふさわしい人材であった。その薨後は天武天皇第8皇子穗積親王が知太政官事となり、そののち第6皇子舍人親王さらに鈴鹿王に継承されたが、その何れも皇族中の筆頭の地位にあり、皇太子代理にふさわしい人物であったのはこのような知太政官事の性格から出たものと考えられるのである。

4 中納言の復活と元明朝の公卿

刑部親王が知太政官事となった大宝3年閏4月には、右大臣阿倍御主人が69才を以て薨じ、大臣は三大臣とも

すべて欠員となった。翌慶雲元年大納言石上麻呂が63才を以て右大臣に補任され、大納言は藤原不比等・紀麻呂の2員のみとなった。しかし、この時大伴安麻呂を除けば、正四位上長屋王・同葛野王、正四位下粟田朝臣真人・同高向朝臣麻呂らが高位者で、大納言の相当位正三位に達した者はいなかった。のみならず、それらの位階からすれば、ここしばらくの間は大納言にふさわしい帯位者は出現の可能性がなかった。翌々慶雲2年4月17日に

勅依₂ 官₁ 令₁ 大納言四人職掌既比₂ 大臣₁、官位亦超₂ 諸卿₂。朕願₂ 念之₁ 任₁ 重事密、充員難_レ 満。宜_下 廢₂ 省₂ 二員₁ 為₂ 定₂ 兩人₁ 更置₂ 中納言三人₁、以補_中 大納言不足_上。……

という、有名な詔勅を発して中納言を復活したのはこの実状にもとづいたもので、詔勅は正に事実を率直に述べたものと思われる。

勅が出された4日後の4月21日、参議であった粟田真人・高向麻呂の両者が中納言に任ぜられ、前年11月には従四位下であった阿倍朝臣宿奈麻呂が、この時従四位上に昇叙されていて、中納言に補任された。この時の太政官構成は次の通りである。

右大臣	従二位	石上朝臣麻呂
大納言	ノ	藤原朝臣不比等
	ノ	従三位 紀朝臣麻呂
中納言	正四位下	粟田朝臣真人
	ノ	ノ
	ノ	高向朝臣麻呂
	ノ	従四位上 阿倍朝臣宿奈麻呂
参議	従三位	大伴宿弥安麻呂
	ノ	従四位下 小野朝臣毛野
	ノ	従四位上 下毛野朝臣古麻呂

この新しい太政官の構成は、太政大臣・左大臣を欠いてはいるが、右大臣以下大納言2員・中納言3員の新定員を充足して、さらに参議3員を加えたかなり整備されたものとなっている。

人選において注意を要するのは、すでに述べたように大伴安麻呂が従三位の帯高位者でありながら中納言登用を見送られたことであり、彼の姓が障害となったのであろうことはすでにふれた。この政権の構成メンバーで宿弥姓を帯びるのは彼のみであり、彼を除いては参議でもすべて朝臣であり、右大臣以下中納言に至る全員が朝臣姓に限られ、宿弥姓以下は唯1人も含んでいないのである。また次に、長尾王らはまさに中納言にふさわしい位階の持主であったが、中納言に登用されなかったのは、依然として皇族補任を否とする原則が保たれていたことを証しよう。よってこの時の太政官構成が、皇族の非補任・納言官以上への宿弥姓者以下の不補任の原則をなお貫徹していたことを知るのである。

以上の族・姓上の制約を考えれば、その位階からみて

真人と麻呂とが参議から中納言へ昇任したのは、まさに順当な人事とすべきであろう。ただ阿倍朝臣宿奈麻呂が参議を経ることなく中納言に任ぜられたのは、右大臣阿倍御主人が薨じて太政官構成員から阿倍氏の名が消えたため、おそらくその後任として登用せられたのであろう。

阿倍宿奈麻呂は、斉明朝蝦夷・肅慎の征伐に百済の救援に活躍した比羅夫の子である。比羅夫は統紀の宿奈麻呂薨伝によれば、筑紫大宰帥大錦上であったという。宿奈麻呂は養老2年大納言となり、同4年薨じたが、そのあと同6年2月1日には御主人の子広庭があとをついで参議となり、神亀4年中納言となった。阿倍氏は大化前代からの名門家に加えて、改新に際して倉梯麻呂が左大臣となり、斉明朝には比羅夫が主として軍役に活躍して功績をあげ、壬申の乱には御主人が中功に押され、持統文武両朝においては中納言ならびに右大臣として十数年執政の地位にあった功業が、奈良時代前半期に阿倍氏を太政官構成の一員として定着させたものと思われる。

かくて大伴安麻呂・下毛野古麻呂・小野毛野の3名は同年4月22日中納言任用人事の撰にもれ、依然参議の地位に止まったのである。

しかし間もなく宿弥不登用の原則は破られ、参議大伴安麻呂が中納言を経ずして大納言に起用せられた。これは同慶雲2年7月19日大納言紀朝臣麻呂が薨じたことが直接の原因である。紀麻呂の薨によって、大納言以上は右大臣石上麻呂・大納言藤原不比等のみとなって、大納言1名の補充は欠ぐべからざるものとなったが、安麻呂を除いて大納言の有資格者は皆無であったため、彼に登用せざるを得なかったものと思われる。かくて彼は8月11日大納言に補任され、11月大宰帥を兼ねたのである。

× × ×

慶雲4年(707)6月文武天皇が崩御され、翌7月元明天皇が即位された。そして翌和銅元年3月13日かなり大規模な人事移動が行われた。左大臣に石上麻呂・右大臣に藤原不比等をあてて左右大臣を満たし、大納言は大伴安麻呂1名に止め、中納言に小野毛野・阿倍宿弥麻呂・中臣意美麻呂の3名を補任した。また同日、この日まで中納言であった従三位粟田真人は大宰帥に、同高向麻呂は摂津大夫に転補され、中納言の座を去った。新構成は次の通りである。

左大臣	正二位	石上朝臣麻呂
右大臣	ノ	藤原朝臣不比等
大納言	正三位	大伴宿弥安麻呂
中納言	正四位上	小野朝臣毛野
	ノ	従四位上 阿倍朝臣宿弥麻呂
	ノ	ノ
	ノ	中臣朝臣意美麻呂
参議	ノ	下毛野朝臣古麻呂

この年左大臣石上麻呂は69才、右大臣藤原不比等は50才であった。この2人は大宝元年の新官制で、共に正三位を授けられ、同時に大納言となった納言官の同期生である。慶雲元年の阿倍御主人の薨去で年上の麻呂が不比等に先んじて右大臣となり、不比等は比等のまま据置かれたが、不比等に関する前述の諸条件を考えると、おそらくは不比等こそ太政官中第1の実力者であったに違いない。慶雲元年以来、大臣と大納言の差こそあれ、位階においては大宝元年3月共に正三位、慶雲元年正月には共に従二位、この和銅元年正月共に正二位と両者は同一歩調を以て昇叙されている。また左大臣は、持統朝に置かれたことなく、文武朝にあっても多く欠員のままであったことを考えると、この左右大臣の補任人事は、その実不比等を大臣に補任することを主眼としたものといえるであろう。

つぎに、大納言は大伴安麻呂のみで、不比等転出の後任は補充されていない。従三位の粟田真人・高向麻呂が何れも大納言に補任されることなく、同日前者は大宰帥に、後者は摂津大夫に任ぜられて納言の官を去った。このことは、粟田真人が霊龜元年4月正三位に叙せられたのちもついに大納言に補任されなかったことや、両氏が野村忠夫氏の所謂外階Aコースに属することなどを考え合せると、両氏の昇進の限界・極官を示唆するものとして注意を要しよう。

中納言に参議中から小野朝臣毛野が登用され、従四位上先叙者の下毛野朝臣古麻呂がそのまま参議に止めおかれたのも、これまた前者が畿内豪族の出であるのに対して、古麻呂は畿外豪族の出であったことによるのであろう。かくてわれわれは畿外豪族出身者の昇進の限界を知るのである。

また以上とあわせて注意されるのが中臣意美麻呂の補任である。彼はこの日、神祇伯ならびに中納言に補任せられたのであるが、意美麻呂は周知のように右大臣藤原不比等の一族である。もちろん中臣と藤原とは姓を異にするから、純粹の連任とは言えないかも知れないが、実質的には同族連任というに値しよう。大宝以来この時まで保たれた1氏1名の原則はこれによってようやく崩壊の萌芽をみせたのであり、意美麻呂の中納言補任は、一族連任への先駆として留意を要しよう。

三 奈良朝中期の公卿補任

1 元正から聖武へ

和銅元年左大臣に補任された麻呂は長寿を保ち、右大臣に補任された不比等はまた50才台の若さであったから元正朝の始めまでこの両者が左右大臣の地位を占めた。元正天皇の養老2年3月3日左大臣石上麻呂が78才を以て薨ざると、大臣在任者は右大臣不比等のみとなった。

大納言は和銅7年(714)5月大伴安麻呂が薨じて皆無となったが、後任の補任をみることなくすでに4年の歳月を経過していた。中納言は、早く和銅4年に中臣意美麻呂が卒してその後任を補任されなかった上に、大納言安麻呂とおなじ和銅7年4月に小野毛野も薨じて、阿倍宿奈麻呂唯一人となった。ために霊龜元年5月巨勢朝臣麻呂が中納言に補任されて元正朝を迎えたが、彼も在任僅か2年足らずで、養老元年1月18日に薨じたから、再び中納言は宿奈麻呂1員となった。

かくて元正朝初頭の養老元年3月には、右大臣藤原不比等と中納言阿倍宿奈麻呂の2員となってしまった。そこで同年10月21日、不比等の第2子藤原房前を挙げて朝政に参議せしめた。参議は和銅2年12月20日下毛野朝臣古麻呂が卒して以来8年間置かれることがなかったが、ここで参議が復活され、僅か31才、位階もまだ従四位下にすぎない彼が登用されたことは大いに注目を引こう。

当時彼より上位の従四位上および正従3位は10名を越え、彼の兄武智麻呂も彼より上階の従四位上であった。参議の復活は、いうまでもなく、大中納言の補任には位階の不足する房前を朝政に参与させるためであったと考えられるが、右大臣以下僅か3名の太政官構成員中、2員を藤原氏父子で占めた意味は大きい。

× × ×

翌養老2年(718)3月10日、大・中納言の補任をみて体制が整備された。その構成は次の通りである。

右大臣	正二位	藤原朝臣不比等
大納言	正三位	長屋王
〃	〃	阿倍朝臣宿奈麻呂
中納言	従三位	多治比真人池守
〃	従四位上	巨勢朝臣邑治(祖父)
〃	〃	大伴宿弥旅人
参議	従四位下	藤原朝臣房前

この構成メンバーの中で、まず注意を引くのは長屋王の登場である。すでに指摘したように、文武朝以来皇族は八省の卿・輔、国守などに補任せられても、左右大臣・大納言等参議以上に列せられたことはない。しかるに今、正規の太政官構成メンバーとして皇族の初登場を迎えたのである。

彼は持統朝の太政大臣高市皇子の男で、その妃吉備内親王は草壁皇子の娘であり、文武天皇・元正天皇とは兄妹であった。長屋王の登場は、おそらくこのような天皇家のミウチ的關係に加えて、諸臣中に大納言適任者を見出し難かったことを背景にしたものであろう。

中納言に補任された多治比池守は、前の左大臣嶋の長子であり、大伴旅人は右大臣長徳の孫、大納言安麻呂の男である。何れもその父祖の光を承け、その後継者として登用せられたのであろう。とくに旅人の場合は、安麻

呂の時と異なって、宿弥の姓がほとんど問題とならなかったらしいのは、10年の長きにわたって大納言を勤めた父安麻呂の実績が大きく物を言ったのであろう。

残る今一人の中納言巨勢邑治（祖父）は、前年に卒した中納言巨勢麻呂の後任の意味もあったと思われる。麻呂が推古朝の小徳大海の孫で天武朝の京職直大参志丹の子であったのに対し、邑治は孝徳朝の左大臣徳太の孫であり、中納言小錦中黒麻呂の子と伝える。黒麻呂の中納言補任は疑わしいが、巨勢氏が大化前代からの名門であるに加え、祖父の左大臣徳太、同族の中納言麻呂らの系譜が、彼の任用に預って力あったものと思われる。

かくて長屋王以下、この年新たに登用せられた4者はいずれも太政大臣ないし左右大臣の子または孫であることは留意を要しよう。

以上、この新政権の人的構成の特長は、実力者藤原不比等を中心にその子房前、皇族（端的に言えば天皇の義兄弟たる）長屋王と皇族出自たる多治比真人池守を含めて、皇室と縁戚に連なる者が過半を占めていること、これに5～6世紀以来の名門安倍・巨勢・大伴の諸氏を加えて依然畿内豪族の連合政権の様相を呈していること、かつまたこれらの各氏はいずれも大化改新以降の同族中から大臣を出した家柄に限られていること、初めて正規の太政官職に皇族が登場し、皇族非補任の例を破ったこと、そして最後に宿弥姓の大伴氏を再度スムーズに受容して、宿弥姓アレルギーを払拭したこと、などの諸点に要約できよう。

× × ×

養老4年（720）8月3日、藤原不比等は62才を以て薨じた。この年大納言安倍宿奈麻呂も薨じたので、翌養老5年正月5日、長屋王を従二位に叙して右大臣に、中納言多治比真人池守を大納言に、中納言には新たに藤原不比等の第1子武智麻呂を補任した。またこの日、中納言巨勢邑治以下と参議房前の4名はそろって従三位に叙せられた。新たに成立した長屋王政権の構成は次の通りである。

右大臣	従二位	長屋王
大納言	従三位	多治比真人池守
中納言	〃	藤原朝臣武智麻呂
	〃	巨勢朝臣邑治
	〃	大伴宿弥旅人
参議	〃	藤原朝臣房前

長屋王の右大臣・池守の大納言は、その位階・出自・経歴から順当で、殊に長屋王は不比等なきあとの実力者であった。それはこの年12月、元明上皇が崩ぜられるに臨んで、王と参議房前とに後事を託されたことによっても明らかである。

武智麻呂の補任は、不比等のあとを承けたものである

が、第1子と第2子の兄弟が、中納言と参議とを連任していることは一応注意を要しよう。

房前はこの年10月24日、勅によって内臣に転じた。もっとも内臣と参議は兼任した疑いも強い。翌養老6年2月朔、正四位下阿倍朝臣広庭が朝政参議を命ぜられた。広庭は右大臣御主人の子である。この一年余以前に阿倍宿奈麻呂が薨じて、阿倍氏の参政者を欠いたところから彼の登用をみるに至ったのであろう。かくの如く、この頃大伴・阿倍・巨勢などの諸氏が、同族中の補任者を失えば、間もなくそのあとを補充する慣例が成立したことは、藤原一族の間に父子・兄弟の連任がようやく常例化し始めたこととならんで留意すべきであろうと思う。

神亀元年2月4日禪を受けて聖武天皇が即位され、同日長屋王は49才を以て左大臣となった。王が若くして左大臣となったのは、単なる皇族としてではなく、天皇の伯父としての血縁的なミウチ関係が預って力あったろう。この年の6月には中納言巨勢邑治が薨じ、神亀4年10月阿倍広庭が参議から中納言に補任された。

総じて言えば、長屋王政権は以前の藤原不比等政権と本質的にはおなじ性格と考えられ、両者を奈良時代初期の太政官構成に比較すれば、すぐれて皇室とのミウチ関係を維持した、新旧合従政権的色彩を帯びるものとなりつつあったといえよう。しかして新旧両者の勢力関係は、次第に王・藤原・多治比氏らの新貴族に傾き、旧豪族はこれを援けて政事に参与する体のものになりつつあったということができよう。

天平元年2月10日、いわゆる長屋王事件によって王が伏誅し、三大臣をすべて欠ぐに至った。かくて大納言多治比池守と中納言旅人・武智麻呂・広庭の3者のみとなったため、翌2月11日多治比県守・石川石足・大伴道足を権りに参議となし、中納言武智麻呂を大納言に補任した。この長屋王事件は、藤原氏が不比等の娘明子を聖武天皇の皇后に立てることを企て、立后計画の最も大きな障害となっていた王を讒言によって除いた事件と考えられているが、ここに登用せられたのは藤原一族でなく、多治氏・石川・大伴の3氏であったことは留意を要しよう。これは藤氏一門の策謀とも言えるものである。

権参議県守は大納言池守の弟であり、権参議大伴道足は中納言旅人の父安麻呂の従父弟である。藤原房前の場合を除いて、今日まで慣例として貫かれて来た一族一員主義の原則はここに破れて、連任制の大幅な前例が開かれたのである。これは特に藤原氏が一族独占の政権を目差すとき、きわめて有効に作動することになる。

長屋王事件の翌日権参議に任ぜられた石川朝臣石足は在任僅か半年で、おなじ天平元年8月9日に卒した。翌年9月8日には大納言多治比池守が薨じ、恐らくそのあと大納言に補任された大伴旅人も翌々3年7月25日に薨

じた。このため3大臣のすべてを欠く上、大納言は武智麻呂・中納言は広庭の各1員のみとなり、権参議も県守・道足の2名のみとなった。おそらくそのためであろう旅人が薨じた直後の天平3年8月11日、2名の権参議を参議に補任すると共に、新たに4名の参議を補任した。藤原宇合と藤原麻呂・鈴鹿王と葛城王の4人である。

従って、天平3年8月11日人事による太政官体制は

大納言	正三位	藤原朝臣武智麻呂	
中納言	従三位	阿倍朝臣広庭	
参議	ノ	藤原朝臣宇合	(式部卿)
	ノ	藤原朝臣麻呂	(兵部卿)
	ノ	多治比真人	県守(民部卿)
	ノ	正四位上	鈴鹿王(大蔵卿)
	ノ	正四位下	葛城王(左大弁)
	ノ	大伴宿弥	道足(右大弁)

となったのである。もっともこれに加えて内臣藤原房前が参議であった可能性もある。

長屋王に続いて、鈴鹿・葛城二王の登場が目を引き、鈴鹿王は高市皇子の子で、長屋王の弟である。天平元年長屋王事件に坐したが、特に勅により赦除され、翌2年正四位上に昇叙されて、このとき参議となった。葛城王は栗隈王の孫にあたり、父は美努王、母はのち藤原不比等の妻となった県犬養宿弥三千代である。従って藤原4兄弟とは異母兄弟の関係にある。

この政権の特長は、形式的には、すべての大臣を欠ぎ大納言を筆頭官人とする、大中納言は各1員でその充足が行われていないこと、参議は4省の卿と左右大弁からなっており事務官僚の兼任であること、などがあげられよう。

しかしこの政権の本質的特長は、大納言武智麻呂以下の8名中広庭・道足を除く6名は、すべて皇族・皇族出自・聖武天皇の伯父たちにあたる藤原一族であり、天皇のミウチ政権の性格が大なることであろう。これに知太政官事舎人親王・内臣藤原房前を加えれば、一層この感は深まるのである。またさらに言えば、藤原武智麻呂以下宇合・麻呂・葛城王の4兄弟それに内臣房前を加えて5兄弟がすべて枢機に参画する体制となっていて、いわば藤原一族政権ないし藤原兄弟政権という構成をもつことがあげられよう。いずれにせよ公的な太政官が、かなり大規模な形で、いちじるしくミウチ的な私的な構造をもつものとなったことが注意されるのである。

この政権は、翌天平4年正月参議多治比県守が中納言に補任され、その翌月先任中納言阿倍広庭が薨じ、また天平6年正月武智麻呂が右大臣に補任され、大納言を欠いまま天平9年を迎えたのである。

2 橋諸兄政権の公卿

天平9年(737)は、あれ狂う天然痘が藤原4兄弟の生

命を次々と奪った有名な年である。まず4月に不比等の第2子房前が薨じ、7月に第4子麻呂と長子武智麻呂が、そして8月には第3子宇合がこの世を去った。中納言多治比県守もこの年6月23日に薨じたから、大臣以下大中納言に至る全員を失ない、参議も僅か鈴鹿・葛城の二王と道足を残すのみとなった。しかも知太政官事舎人親王もこの前々年天平7年11月に薨じて知太政官事も空位となりその後任の補任も必要に迫られていたから、まさに権勢を専断するものへの天誅というにふさわしい。

そこでとりあえず、8月10日県守の弟多治比広成(左大臣嶋の第5子)を参議に任じ、翌9月28日鈴鹿王を知太政官事に、葛城王改め橋諸兄を大納言に、広成を中納言に任じた。また12月12日武智麻呂の嫡子豊成を参議に任じ、道足とあわせて参議2名とした。翌天平10年正月諸兄は右大臣に任ぜられたが、天平11年4月中納言広成が薨じて、納言以上は右大臣諸兄唯1人となった。そこで9日後の4月21日大野朝臣東人・巨勢朝臣奈呂麻呂・大伴宿弥牛養・県犬養宿弥石次が参議に補任された。天平11年4月21日の太政官構成は次の通りである。

右大臣 従二位 橋諸兄(元葛城王)

参議	正四位下	藤原朝臣豊成
ノ	正四位下	大伴宿弥道足
ノ	従四位上	大野朝臣東人
ノ	従四位下	巨勢朝臣奈呂麻呂
ノ	ノ	大伴宿弥牛養
ノ	ノ	県犬養宿弥石次

大野朝臣東人は、壬申の乱において吉野側の將軍大伴吹負を乃楽山に破った近江側の功將大野果安の子である果安は乱後罪を許されたらしく、天武朝に糺職大夫となり、直広肆であったという。東人は天平3年正月従四位上にすすみ、以後すでに8年を経過していた。とくに天平9年以降陸奥按察使として治功が高かった。

巨勢奈呂麻呂は、靈龜元年中納言に任ぜられた巨勢朝臣麻呂とおなじく大海の孫である。ただ麻呂が紫壇の子であったのに対し、彼は天智朝の御史大夫比等の子で、麻呂とは従父兄弟にあっていた。武智麻呂政権が崩壊した直後の天平6年9月に正五位下から従四位下へ二階昇叙され、この時民部卿兼春宮大夫であった。

大伴牛養は、壬申の乱で大野東人の父果安と戦った吉野側の功將大伴吹負の子である。従って馬來田の子である参議大伴道足とは従父兄弟にあたる。巨勢奈呂麻呂が正五位下から二階特進した天平9年9月、彼は同階の正五位下から1階昇進して正五位上となったが、翌10年正月従四位下に叙せられ、同年閏7月摂津大夫に任ぜられた。

県犬養石次は、天平9年9月に正五位下となり、この11年正月に二階級昇進して従四位下に叙せられたばかり

で本官は式部大輔に過ぎなかった。

この参議の補任人事を考えると、巨勢・大伴の両氏に加えて大野・県犬養両氏の登場が注意を引く。大野氏は姓氏録によれば上毛野氏と同族とされているから、当時そのような伝承をもっていたのであろう。大宝年中参議に登用せられた下毛野古麻呂とおなじく本地を北関東に有した畿外豪族と考えられる。この大野氏がこのとき参議に起用されたのは、当時従四位上所有者中の最古参であり、その奥州経略に尽した実力と功績とが高く評価されたによるのであろう。また県犬養石次はその出自・その位階から通常ならば参議に補せられることはなかったと考えられるが、橘諸兄の母県犬養三千代の同族であるところから、諸兄の推挽により位階の昇叙を行ない参議に補任せられたものと考えられる。

ただここで注意を要するのは、当時従三位の藤原朝臣弟貞と百済王南典の存在である。弟貞は、天平4年正月従三位に叙せられ、南典は天平9年に従三位に叙せられたが、何れも参議にすら補任されなかった。これは前者が長屋王の男であり、後者は百済王の子孫即ち帰化人であったためと考えられる。弟貞はのち参議に補任されるがこのときはまだ補任をはばかれたものと考えられる。百済王は、奈良時代を通じて補任せられたことがない。このことは王族帰化人に高位を与えても、国政に参与する公卿への補任ははばかれたことを示すといえよう。

また橘諸兄政権の官制上の構成をみると、大臣は右大臣橘諸兄一人、大納言・中納言は全員欠員、参議6名というかなり変則的なものとなった。これは令制が官位相当制をとっているために、大幅に該当帯位者を欠いたところから生じたもので、令制を守らんとする限り止むを得ないものであった。

× × ×

天平13年参議大伴道足が卒し、翌14年県犬養石次・大野東人が相次いでこの世を去った。そこで翌15年5月5日諸兄を左大臣に豊成と奈呂麻呂を中納言にそれぞれ昇補するとともに、新たに豊成の弟藤原仲麻呂と紀朝臣麻呂を参議に補した。

かくて成立した新政権は、総勢6名、まだ右大臣と大納言を欠いていたが、左大臣を筆頭に中納言2名参議3名のかなり形の整ったものとなった。この政権の特長としては、まず大野・県犬養という新登用氏族が早くも姿を没して巨勢・大伴・紀という大化前代以来の名門家が登用されていること、またまだ年若い豊成・仲麻呂の藤原南家兄弟が連任して、再び藤家が政権の中核たらしめる動きを窺わせ、逆に諸兄は同族石次を失って孤立化の危険をはらんでいること、大局的には橘・藤原の新興氏族と巨勢・大伴・紀の小規模ながら新旧合従政権の性格を示していることがあげられよう。

さて天平20年3月、中納言藤原豊成は大納言に補任され、参議に石川朝臣年足と若冠33才の藤原朝臣八束（のちの真楯）が補任された。また翌天平勝宝元年（749）4月朔、参議大伴牛養を中納言に、中納言巨勢奈呂麻呂を大納言に補任し、さらに同月14日大納言豊成を右大臣に補任して、左右大臣各1、大中納言各1、参議5というかなり整った太政官構成となった。

なお、閏5月29日中納言牛養が薨じて、再び中納言を欠ぐに至ったが、同年7月2日孝謙天皇が即位して、即日太政官人事が行われた。その構成は次の通りである。

左大臣	正一位	橘宿弥諸兄
右大臣	従二位	藤原朝臣豊成
大納言	ノ	巨勢朝臣奈呂麻呂
	ノ	正三位 藤原朝臣仲麻呂
中納言	従三位	石上朝臣乙麻呂
	ノ	ノ 紀朝臣麻呂
	ノ	正四位上 多治比真人広足
参議	正四位下	大伴宿弥兄麻呂
	ノ	従四位上 橘宿弥奈良麻呂
	ノ	従四位下 藤原朝臣清河
	ノ	ノ 藤原朝臣八束（真楯）
	ノ	ノ 石川朝臣年足

太政大臣を除く左右大臣・大中納言のすべての定員を充足した上に、5名の参議を加えた史上空前の大構成である。この12名の構成メンバーは、まず大規模な新旧合従政権の観を呈しており、かつ旧族は巨勢・石上・紀・大伴・石川の5氏が登用され、各氏はそれぞれ1名よりなるのに対し、橘氏は諸兄・奈良麻呂父子、藤原氏は豊成・仲麻呂の南家兄弟と北家の清河・八束がそれぞれ連任していることが注意を引く。また諸兄の妻は藤原不比等の娘多比能朝臣で、奈良麻呂はその子であったから、不比等1家のミウチ政権の性格が強い。かつまた橘・藤原両氏以外の巨勢奈呂麻呂80才・多治比広足69才、参議の石川年足ですら62才の高令であるのに対し、右大臣豊成は49才、大納言仲麻呂は44才、参議の八束は34才、清河はようやく30才に達したところであったから、藤氏の若さが目立ち、この意味からも藤氏政権の色彩が濃いといえよう。またこの政権のほぼ全期間にあたる天平勝宝8年8月まで、聖武上皇が政治を後見されたが、上皇の親任を得て権力を握ったのは大納言仲麻呂であったことは先学のすでに指摘されているところである。

3 惠美押勝政権の公卿

橘諸兄は天平勝宝8年2月、73才を以て致仕し、翌天平宝字元年正月薨じた。この間、聖武上皇も道祖王を皇太子に立てるよう遺言して崩御されたが、王は仲麻呂の暗躍によって却けられ、大炊王が皇太子となった。同元年5月、仲麻呂は紫微内相を新設して大臣に准じ、大納

言から内相に転じて兵馬の権を握ると共に、中納言に従父兄弟の藤原永手を起用した。かくて仲麻呂の専横をみかねた橘奈良麻呂らによってクーデターが計画されたが、事前に発覚し失敗した。

この橘奈良麻呂事件に対する仲麻呂の処置は徹底的で四百数十人の処分者を出した。兄の右大臣豊成は連座してその地位を追われ、中納言多治比広足は同族を教導し得なかったとして免職帰第し、参議橘奈良麻呂は服誅した。時に広足は77才、奈良麻呂は37才であったという。大納言巨勢奈呂麻呂は、すでに天平勝宝5年に、84才の高令を以て薨じており、中納言紀麻呂もこのころには世を去っていたと推測されるから、史上空前の豪華な政権は成立後8年にしてすべての大臣・大納言を欠ぎ、中納言も永手1人となった。

かくて同年8月4日、参議石川年足を中納言に、巨勢堺麻呂以下を参議に補任して、紫微内相藤原仲麻呂（惠美押勝）を首班とする政権が成立した。その構成は次の通りである。

紫微内相	従二位	藤原朝臣仲麻呂（惠美押勝）
中納言	従三位	藤原朝臣永手
〃	〃	石川朝臣年足
参議	〃	大伴宿弥兄麻呂
〃	〃	文室真人智努
〃	〃	巨勢朝臣堺麻呂
〃	正四位下	藤原朝臣清河
〃	〃	藤原朝臣八束
〃	〃	阿倍朝臣沙弥麻呂
〃	〃	紀朝臣飯麻呂

この政権の形式的特長は、太政大臣以下左右大臣を欠ぎ、大臣に准ずる紫微内相を以て首班としていること、大納言を欠ぎ中納言も2員のみで1員を欠ぎ、納言官以上の充足が計られていない、やや特殊な編成をもつことがあげられよう。

参議7名のうち、大伴兄麻呂は、薨年不明でこの年果たして生存していたかどうか不明である。兄麻呂は、孝徳朝の右大臣長徳の子と伝えられ、一般の信ずるところとなっているが疑しい。もしそうとすれば、彼はこの時100才をはるかに越えた超老令であるが、従五位下の卿位が天平3年正月であることや、その後の昇進内容などからすれば、彼はおそらく長徳の孫であろう。もしそうとしてもおそらくこのころ70~80才で、死去または致仕の可能性が高い。

この年新たに参議となった文室真人智努は、一品長親王の子で天武天皇の孫にあたる。はじめ智努王といい、天平19年従三位となった。天平勝宝4年60才のとき文室真人を称し、この年65才を以て参議となった。

阿倍沙弥麻呂の詳細は不明であるが、堺麻呂は小邑治

の子で、伯父中納言正三位邑治の養子となった。孝徳朝の左大臣巨勢徳太の曾孫にあたる。飯麻呂は、紀古麻呂の長子で、天智朝の御史大夫大人の孫にあたる。また中納言石川年足も、天智朝の右大臣蘇我連子の曾孫で、権参議従三位石足の子である。いずれもすでに述べた補任条件にかなう者ばかりであった。

この政権は、新たに巨勢・阿倍・紀3氏を参議に起用し、参議石川年足を中納言に補任して、藤原一族と旧豪族との連合政権的観を呈している。これら旧豪族の登用は、一には過去の慣例があり、二には奈良麻呂事件によってかもされた新情勢に対応する意味があったと思われる。また藤原氏の内訌は、豊成の停任・永手の新登用によって、4名中北家3南家1となり、諸兄政権時の南家2北家2に比較するとき、数的には北家の優位が顕著にあらわれていることが確認できる。もっともこのうち清河は、早くから遣唐使として唐に渡り、宝龜9年(778)唐で薨じたから、実質的には政治に参与することは少なく、この政権が総明で政治的手腕にすぐれた仲麻呂の独裁政権であったという評価は、必ずしも誤ではあるまい。

淳仁天皇が即位された翌2年8月、仲麻呂は賜姓をうけて惠美押勝と名を改め、大保(右大臣)となり、翌3年氷上真人塩焼(元塩焼王)と房前の6男御楯を参議に登用した。これによって藤原内部における北南2家の数的対比は4:1となった。

いずれにせよ、この政権の実質的特長は、第1に一見豪族連合政権の観を呈しながら、その実権は藤氏の手の中に握られていたこと、第2に藤原氏内部では北南2家が他家に越え、南家兄弟の争いによって北家が漁夫の利を占める優利に立っていたこと、にあるといえよう。

× × ×

天平宝字4年正月4日、押勝は太師(太政大臣)に、石川年足は御史大夫に、文室智努は中納言に補任せられて大臣1大納言1中納言2参議6(ないし4)のかかり形式のととのったものとなった。

この人事でもっとも注意を引くのは、奈良時代初めての太政大臣補任が行われたことである。このあと、これに続く道鏡の太政大臣禪師を除いては、太政大臣の補任は奈良時代を通じて前例もなければ後例もない。またこの時、押勝は55才、中納言永手は47才であったが、御史大夫の石川年足は73才、中納言の文室智努は68才であった。これはこの時期における藤原氏と同氏以外(皇族出自も含めて)の諸氏との格差を示す1指標として興味深いものがあろう。

天平宝字6年正月4日、押勝は御史大夫に70才の文室真人浄三を補任すると共に、押勝の弟巨勢麻呂と次男の真光を参議に登用したが、同年12月朔大幅な任用人事を

行った。新構成は次の通りである。

大 師	正一位	藤原恵美朝臣押勝
御史大夫	正三位	文室真人浄三（智努）
中 納 言	従三位	藤原朝臣永手
〃	〃	氷上真人塩焼
〃	〃	白壁王
〃	〃	藤原朝臣真楯
参 議	従三位	藤原朝臣御楯
〃	〃	藤原朝臣巨勢麻呂
〃	正三位	藤原朝臣弟貞
〃	正四位上	藤原恵美朝臣真光
〃	正四位下	藤原朝臣清河
〃	従四位下	藤原恵美朝臣訓儒麻呂
〃	〃	藤原恵美朝臣朝菴
〃	〃	中臣朝臣清麻呂
〃	〃	石川朝臣豊成

総員15名、まさにこれこそ空前の数である。中納言に補任された白壁王は54才、志貴皇子の子で天智天皇の孫である。中臣清麻呂は60才、中納言意美麻呂の子であり石川豊成はこの年9月75才で薨じた御史大夫年足の弟である。この他の新任者はすべて藤氏の一族である。15名の構成員の中で、白壁王と浄三・塩焼の2人の皇族出身者のほかに藤原氏一族以外は石足のみすぎない。従ってこの政権の特色を一言で言えば、藤原一族政権の名に尽るであろう。

またこの政権で注意を引くのは、押勝の弟巨勢麻呂・押勝の次男真光以下3子の補任による南家一家の大量投入である。この政権には房前の次男永手以下3男真楯・4男清河・6男御楯の北家4子が連任されているが、南家は押勝とその弟巨勢麻呂に加えて押勝の長男訓儒麻呂・次男真光・3男朝菴が顔を揃えて合計5名、数的にも南家が北家を抜いたのである。

そこには、押勝が一身一家の保身と栄達についてかなり露骨であったことが窺われるが、この新しい政権の構成は、いま一つその前年天平宝字5年ごろから道鏡が急に孝謙上皇の信任を得て勢力日に日に増大し、他方上皇が天皇と居所を別にし、国家の大事と賞罰は自から行うと宣言した、新しい政治情勢に対応するための処置でもあったと考えられる。

四 奈良時代後期の公卿補任

1 道鏡政権の公卿

天平宝字8年(764)9月、道鏡勢力を除こうとした押勝はかえって破れ、押勝以下の南家一門、中納言塩焼らの公卿は尽く伏誅した。9月14日藤原豊成が右大臣に復帰し、道鏡は大臣禪師となり、新しい政権構成が行われた。

右大臣	従一位	藤原朝臣豊成
大 臣	〃	道鏡禪師
大納言	正三位	藤原朝臣永手
中納言	〃	白壁王
〃	〃	藤原朝臣真楯
参 議	従三位	藤原朝臣清河
〃	〃	山村王
〃	〃	和気王
〃	〃	吉備朝臣真備
〃	正四位下	中臣朝臣清麻呂
〃	〃	石川朝臣豊成
〃	従四位下	藤原朝臣繩麻呂
〃	〃	粟田朝臣道麻呂
〃	〃	弓削宿弥清人

この政権の構成はかなり複雑である。そのほとんどを藤原氏が占め、押勝が独裁的な権力を握った前政権に比較して、白壁・山村・和気の3王以下多彩な顔ぶれを持っている。しかし奈良時代前・中期の常連氏族たる巨勢・阿倍・紀・多治比などの諸氏が依然として姿を没し、特に畿外出自の吉備真備、道鏡の弟弓削浄人の補任は異例である。

藤原氏は、右大臣に豊成を大納言に永手を中納言に真楯を参議には新たに繩麻呂を迎えて、数においては他氏を圧倒的に押えたが、政治上の諸施策から判断すれば道鏡の独裁政権に近かったといえよう。道鏡の権力を如実に示したものは弟清人の参議補任であるが、道鏡が孝謙上皇を背景としたのに対し、山村王らは淳仁天皇とよく和気王や粟田道麻呂らも反道鏡派に近かったと考えられる。従って、この政権は諸派の連合政権ともいえるべく、必ずしも政権内部の意見一致が容易であったとは考え難い。ただ道鏡の勢威がこれらの諸派を押えて独裁的な権力を発揮したと考えられる。

この政権成立の翌月、淳仁天皇の廃立が決定、孝謙上皇が重祚して称徳天皇となった。翌天平神護元年閏10月道鏡は太政大臣禪師となったが、11月27日には右大臣豊成が薨じたので、天平神護2年正月8日、大納言永手を右大臣に、中納言白壁王と真楯を大納言に、参議吉備真備を中納言にそれぞれ昇任し、石上宅嗣を参議に新任した。宅嗣は中納言乙麻呂の子である。また3月真楯が薨じ、真備が大納言となった。さらに7月には文室真人大市・藤原田麻呂・同継繩を参議に補任した。

× × ×

天平神護2年(766)10月20日道鏡は法皇となり、藤原永手を左大臣に吉備真備を右大臣に補任し、藤原永手政権が成立した。その構成は次の通りである。

左大臣	正二位	藤原朝臣永手
右大臣	従二位	吉備朝臣真備

大納言 正三位 白壁王
 法臣位 大僧都 円興禪師
 中納言 正三位 弓削宿弥淨人
 参議 從三位 藤原朝臣清河
 〃 〃 山村王
 〃 〃 石川朝臣豊成
 〃 〃 文室真人大市
 〃 〃 中臣朝臣清麻呂
 〃 正四位下 藤原朝臣繩麻呂
 〃 〃 石上朝臣宅嗣
 〃 從四位上 藤原朝臣田麻呂
 〃 從四位下 藤原朝臣繼繩
 法参議 正四位上 基貞禪師

右大臣吉備真備は、この年正月参議から中納言へ、3月中納言から大納言へ、10月大納言から右大臣に昇任したもので、その昇任の異例さと共に、畿外豪族出自者の唯一の右大臣就任例として特異なものである。唐においては唐初の門閥貴族を中心とした官僚群から次第に進士を中心とした科挙登第者による新興官僚に代ったが、わが奈良時代では明経・進士等の登第出身者はきわめて稀で、吉備真備はこの種の大臣位登達者としても唯一の例外といえることができる。

大納言に准ずる法官位についた円興は、道鏡の腹心で仏舎利発見の奇験を演出し道鏡を法王となす基礎を築いた。法参議となった基貞は円興の弟子である。中納言の淨人は道鏡の弟で、1年余ののち神護景雲2年2月さらに大納言にすすむが、この他道鏡の一族で五位以上に進んだ者は10名に達した。この政権の成立した10月20日に新たに補任せられたものはこの円興と基貞のみであり、昇任は永手・吉備の左右大臣を除けば、この道鏡弟淨人のみである。この事実、藤原永手政権がその実道鏡とその腹心に実権を握られた、実質上の道鏡政権であったことを示すといえよう。

また藤家の5名は、永手・清河の2名が房前の次男と4男であるのに対し、繼繩と繩麻呂は豊成の次男と4男であり、田麻呂が式家宇合の5男である。この永手政権において、南北両家のほかに初めて式家の一家が登場したことは注意を引こう。ただ式家の一家では宇合の次男宿奈麻呂(良繼)・9男蔵下麻呂がそれぞれ從三位で、繼繩や繩麻呂および田麻呂らよりはるか上階であるにかかわらず非参議に止められているのは、藤家内部における権力関係ないし人間関係を示唆している。

文室大市は、大納言淨三(智努)の弟で天武天皇の孫長親王の7男である。おそらく淨三致仕のあととして登用をみたのであろう。白壁王・石川豊成・中臣清麻呂は押勝政権以来の存在である。この年の始め石上宅嗣が参議に補任されたが巨勢・阿倍・紀・大伴などの旧名門が

依然姿を没して道鏡政権の一特色となつてゐる。

2 光仁朝の公卿補任

神護景雲2年(768)2月18日、弓削清人が大納言に、中臣清麻呂が中納言に昇進し、参議に藤原魚名が新任された。翌3年に道鏡は有名な皇位事件を起して失敗した宝亀元年(770)7月清麻呂はさらに大納言に進み、藤原良繼と多治比土作が参議となった。この宝亀元年8月4日称徳天皇は後嗣未定のまま崩じたが、左大臣藤原永手らは大納言白壁王を皇太子に立て、8月21日皇太子宣を以て道鏡らを配流し、皇太子は10月即位して光仁天皇となった。

翌宝亀2年2月、左大臣永手が58才を以て薨じ、翌3月77才の右大臣吉備真備も致仕したので、3月13日藤原良繼を内臣に任じ、大納言大中臣清麻呂を右大臣に任じて清麻呂を首班とする新人事が行われた。その構成はつぎの通りである。

右大臣 從二位 大中臣朝臣清麻呂
 大納言 〃 文室真人大市
 〃 正三位 藤原朝臣魚名
 中納言 〃 石川朝臣豊成
 〃 從三位 藤原朝臣繩麻呂
 参議 〃 石上朝臣宅嗣
 〃 〃 藤原朝臣清河
 〃 〃 藤原朝臣田麻呂
 〃 〃 藤原朝臣繼繩
 〃 從四位上 多治比真人土作

右大臣清麻呂は、これより先姓大中臣朝臣を賜ったがこの年の2月永手の病篤きにおよんで大納言のまま左大臣の職を摂行したと伝えられ、3月右大臣を拜した。時に70才であった。

大納言大市は、致仕した吉備真備らが天皇に立てんとした人物で、この年68才であった。魚名は房前の5男でこの時50才であった。文室真人以下石川・石上・多治比の諸氏を含むもの実際は藤氏の一族政権といえよう。

この年6月10日多治比土作が卒した。11月23日石上宅嗣を中納言に、藤原百川と阿倍朝臣毛人を参議に補任した。翌宝亀3年4月20日藤原楓麻呂と同浜足(浜成)を参議に補任したが、中納言石川豊成は同年9月に薨じ、阿倍毛人は同11月に卒したので、右大臣以下11名中9名はすべて藤原一族となった。内臣藤原良繼を数えれば12名中10名が藤氏一門によって占められたのである。残る1名は文室真人であったから、大化前代の旧族は石上宅嗣唯1名であった。さらに宝亀5年5月5日、藤原朝臣蔵下麻呂と同是公が参議に補任され、14名中12名が藤氏一門となった。

この時点における藤氏一門の補任者は、右大臣清麻呂を除いた11名のうち、南家が繼繩・繩麻呂・是公の3名

北家は清河・魚名・楓麻呂の3名、式家が良継・田麻呂・石川・蔵下麻呂の4名、京家が浜足1名の補任をみていて、数的には式家が南北両家を抜いていること、初めて京家が登場したこと、南家はすでに3代（武智麻呂の孫）に入っていて、継縄・縄麻呂が豊成の男であるのに対し、是公は乙麻呂の男であること、などが注意を引くのである。

宝亀6年7月参議蔵下麻呂が薨じ、同年9月旧族の大伴宿弥駿河麻呂・紀朝臣広庭が参議に補任された。広庭は従三位中納言麻路の子で、駿河麻呂は孝徳朝の右大臣大伴長徳の曾孫、贈右大臣御行かその兄弟の孫である。この駿河麻呂は翌7年7月7日に薨じたが、一年余のち宝亀9年正月9日には大伴宿弥伯麻呂が参議に補任された。これは、この頃においても大伴・紀・阿倍・多治比・石川・石上の旧族を人により登用する道が開かれていたことを示すといえよう。ただこれらの旧族を慣例的に補任する奈良時代前期の積極性は失われていたのである。

× × ×

宝亀8年1月、良継は内臣から内大臣に補任されたが9月19日に薨じた。またこの年10月5日文室大市は74才を以て致仕し、同13日藤原家依が参議となった。翌9年3月には大納言藤原魚名が内臣に転じ、のち内大臣となったが、大市・魚名両者の致仕・転任によって大納言は皆無となった。また10年には中納言縄麻呂・参議百川が薨じた。同年藤原乙縄・同小黑麻呂を参議に補任し、翌宝亀11年2月1日新人事が断行された。

右大臣	正二位	大中臣朝臣清麻呂
大納言	従三位	石上朝臣宅嗣
中納言	〃	藤原朝臣田麻呂
	〃	藤原朝臣継縄
参議	〃	藤原朝臣浜足（浜成）
	〃	藤原朝臣是公
	正四位上	藤原朝臣家依
	正四位下	大伴宿弥家持
	従四位下	大伴宿弥伯麻呂
	従四位上	藤原朝臣小黑麻呂
	〃	藤原朝臣乙縄
	従四位下	紀朝臣広純
	〃	石川朝臣名足

以上のメンバーのほか、3月16日に至って神王が参議に補任された。神王は天智天皇の曾孫、志貴皇子の孫、榎井親王の子で光仁天皇の甥である。大伴家持は、大納言安麻呂の孫で大納言旅人の子であり、右大臣長徳の曾孫にあたる。大伴伯麻呂は、長徳の弟馬来田の孫で、参議道足の子である。紀広純は大納言麻呂の孫、石川名足は御史大夫正三位年足の子である。広純の補任は、前々

年参議広庭卒去のあとを承けたものと思われ、名足は宝亀3年豊成の薨後8年目にあたるが、なおその後任を意識したものと思われる。

この政権の特長は、人員の3分の2を藤氏一族が占めて藤氏一族政権の実はゆるがぬものの、石川・大伴・石上・紀などの旧族を補任して奈良初期の補任形態に近づいているのは、律令政治の振興に動いた当時の政情を反映しているものとする事ができよう。

また藤氏の内部をみれば、内大臣魚名を含めて8名のうち、南家は継縄・乙縄・是公の3名、北家は魚名・家依・小黑麻呂の3名、京家は浜足・式家は田麻呂の各1名で、依然として南北両家を中心とした4家連合政権のゆるぎない形をとっている。また北家の小黑麻呂は房前の長男鳥養の子であり、家依は房前の次男永手の子である。この時点ではまだ京式両家がそれぞれ2代目であるのに対し、北家は南家に続いて第3代目の時代を迎えつつあったといえよう。

3 桓武朝初頭の公卿

天応元年(781)4月桓武天皇が即位された。6月23日大中臣清麻呂致仕し、翌日大納言石上宅嗣薨じて、全ての大納言を欠いた。そこで6月27日、内大臣藤原魚名を左大臣に田麻呂を大納言に、大中臣子老と紀船守を参議に補任した。子老は、右大臣大中臣清麻呂の次男であり、船守は大納言麻呂の孫である。また船守は仲麻呂の乱の功臣としても名高く、彼の補任はこの年3月卒した紀広純の後任としての意味をもち、子老も亦父右大臣清麻呂の致仕による後任として補任せられたものであろう。

翌延暦元年、参議大伴伯麻呂は罪に座して解官されたが、家持は罪を免れた。これは両者自身の事情の相違もあろうが、大伴氏から1名の朝政参与者を登用するという公卿補任枠の存在を示唆している。もちろんそれは枠というに値するか否か問題となる程の、ゆるやかな無言の慣例というに近いが、光仁朝中期以降継続登用された紀・大伴の両者は、適材ならばこれを常補する慣例であったかと思われ、光仁朝から桓武朝初頭に補任をみた多治比・阿倍・石上・石川の諸氏も、時の政情により適材を得て補任する慣例であったと思われる。これを要するに、当時における公卿補任の基本的資格は、氏族の出自と父祖の公卿経験の有無にあったといえることができる。

左大臣藤原魚名は僅か1年足らずのち、延暦元年6月14日63才を以て薨じた。そのため同月21日大納言藤原田麻呂を右大臣に任じ、中納言是公を大納言に任じ、紀朝臣家守を参議に新任したが、田麻呂も亦翌12年3月に薨じた。そこで同年7月19日藤原是公を右大臣に藤原継縄を大納言に大伴家持を中納言に任じた。藤原是公政権

の構成は次の通りである。

右大臣	正三位	藤原朝臣是公
大納言	ノ	藤原朝臣繼繩
中納言	従三位	大伴宿弥家持
参議	正三位	藤原朝臣小黑麻呂
ノ	従三位	藤原朝臣家依
ノ	ノ	藤原朝臣種繼
ノ	正四位上	石川朝臣名足
ノ	ノ	紀朝臣船守
ノ	正四位下	神王
ノ	従四位上	大中臣朝臣子老
ノ	従四位下	紀朝臣家守

かつて天平3年に成立した武智麻呂政権は、不比等の4子をそろえた兄弟政権であったが、これは是公以下不比等の孫たちによって構成された従父兄弟政権である。翌延暦3年正月中納言に参議小黑麻呂・同種繼を補任して家持の上においたから、位階・官職共に上位は藤原氏に独占せられたのである。右大臣是公は乙麻呂の子、大納言繼繩は豊成の次男で共に南家武智麻呂の孫であったが、この年中納言となった小黑麻呂は鳥養の子、家依は永手の子でいずれも北家房前の孫である。また種繼は式家宇合の孫で、5者はすべてこれ従父兄弟であった。光仁朝末期から桓武朝初頭にかけて藤原四家2世の薨去が相つぎ、そのため奈良時代中期・後期初頭に比較して政権内に占める藤原氏の数的比率は低下し、公卿の約半数を占めるにすぎなかったが、高官と実権とはほぼ彼等の手中にあったとみることができる。

延暦元年、新たに参議となった紀朝臣家守は、船守とおなじく大納言麻呂の孫である。この日の補任は紀広純が卒したあとをうけた後任の意味があろう。彼は在任僅か3年で延暦3年4月に卒去した。同年12月佐伯今毛人が参議となった。これは大伴氏の同族という点と大伴伯麻呂の後任人事という含みがあったかと思われるが、佐伯氏の補任は初めてであり、おそらく家持の推挽非常なものがあったことと想像される。

× × ×

延暦4年中納言大伴家持が薨じ、同藤原種繼が大伴継人らに暗殺された。そこで石川名足・紀船守が中納言に補任され、紀朝臣古佐美が新たに参議となった。古佐美は、宿奈麻呂の子、大納言麻呂の孫で、家守・船守の従父兄弟である。古佐美の新任は一面家守卒去に伴う後任人事の意味もあわせ持ったと思われる。

延暦6年10月、長岡京遷都の時点における是公政権の構成はおよそ次の通りであった。

右大臣	従二位	藤原朝臣是公
大納言	ノ	藤原朝臣繼繩
中納言	正三位	藤原朝臣小黑麻呂

中納言	従三位	石川朝臣名足
ノ	ノ	紀朝臣船守
参議	正三位	佐伯宿弥今毛人
ノ	正四位上	神王
ノ	正四位下	壹志濃王
ノ	ノ	大中臣子老
ノ	ノ	紀朝臣古佐美

藤原氏は僅か3名の小数ではあったが、実権は彼等にあったことは間違いない。この年新しく補任せられた壹志濃王は、神王とおなじく志貴皇子の孫で天智天皇の曾孫にあたる。父は湯原親王で、桓武ならびに神王とは従父兄弟にあたっている。是公以下の藤原3者・紀氏の2者・この2王が何れも従父兄弟の連任であることは、単なる偶然として見逃すことはできない。これは奈良時代における公卿補任の範囲が、極めて狭い一定のミウチ関係の間に限られたことと関連するのである。

ここに佐伯今毛人は、大納言相当の正三位であり、中納言の石川名足・紀船守の従三位より上階でありながら参議に止まっていることが注意をひこう。彼は翌8年8月致仕したが、彼が納言以上への昇任がはばかれたのは彼の出自によるであろう。奈良時代を通じ宿弥姓で納言以上の高官に昇ったのは、道鏡政権の道鏡弟浄人を除けば、大伴氏と皇族出自の橘氏のみであり、他氏はその例でなかったのである。

延暦7年6月中納言石川石足が薨じ、翌8年右大臣是公が薨じ参議子老も卒した。そこで延暦9年2月中納言繼繩を右大臣に任じ、繼繩政権が誕生した。その構成は次の通りである。

右大臣	従二位	藤原朝臣繼繩
大納言	正三位	藤原朝臣小黑麻呂
中納言	ノ	紀朝臣船守
参議	正四位上	神王
ノ	ノ	紀朝臣古佐美
ノ	正四位下	壹志濃王
ノ	従四位上	大伴宿弥潔足
ノ	従四位下	石川朝臣真守
ノ	ノ	大中臣朝臣諸魚
ノ	ノ	藤原朝臣雄友

このとき新任されたのは、大伴潔足・石川真守・大中臣諸魚・藤原雄友の4参議である。このうち大伴潔足は参議従三位兄麻呂の子である。一般に右大臣長徳の孫と考えられているが曾孫の可能性が高い。彼の補任は佐伯今毛人の致仕に伴ない、大伴一族の補任者を欠いたところから補任をみたのであろう。また石川真守の補任も同様で石川名足の薨に伴う補任人事であり、大中臣諸魚も大中臣子老の卒去に伴う後任人事と考えてよかろう。諸魚は右大臣大中臣清麻呂の4男で、子老の弟である。こ

これらの事実は、この時なお紀・大伴・石川・大中原4氏を参議以上に常補する慣例であったことを示そう。

なお藤原雄友も右大臣は公の3男で、是公薨去のあとをうけたものと考えられる。右大臣継縄と彼は南家、大納言小黒麻呂は北家で、藤氏の政権担当者は再び南北二家となっている。

結 語

上来述べたところから、奈良時代の公卿ないし公卿の補任に関して、いくつかの事項が指摘できよう。

まず第1に太政大臣は、恵美押勝の太師・道鏡の太政大臣禪師を除いて、奈良時代には遂に補任せられなかった。これはおそらく、極官としての名誉を与える場合であればとも角平素の実務上は必ずしも補任の必要がなかったためと思われる。

つぎに知太政官事は、いわば皇太子の職務代行者であったから、刑部親王以下4名、いずれも万機撰行にたえる、時の筆頭皇族ともいうべき親王または王が補任された。また鈴鹿王ののち再び知太政官事がおかれなかったのは、聖武の親政と諸兄の存在から補任の必要を欠いたこと、このころ理念的にも皇太子の職能に対する変化を生じ、皇太子万機撰行の観念が消滅し、上皇または内臣(内大臣)が天皇親裁を補佐する方向に変化したためと考えられる。

また左右大臣は、しばしばその一方を欠ぎ、両者が併任されることはむしろ少なかった。一には相当位階が高いために容易に該当高位者を得がたいこともあったが、一には皇室と外戚関係にあった藤原氏以外には容易に人臣任用に踏切らなかつたことがあげられよう。かくて左右大臣は、奈良時代の初頭に阿倍御主人・石上麻呂が、皇族出自の多治比嶋・皇室と姻戚関係を結んだ藤原不比等と併任されて大臣となった他は、ほとんど皇族・皇族出自者と藤原一族に独占され、僅かに道鏡と吉備真備が例外となったにすぎない。

納言官には、当初石上・藤原・紀・粟田・高向・阿倍などの朝臣姓を持つ畿内出自の名門家に限って補任されたが、まもなく高位者不足から大伴氏が登用され、また長屋王以下の皇族も補任されるようになった。中期以降巨勢・多治比・石川の諸氏が登場したが、いずれも紀・阿倍・石上などとおなじく朝臣姓をもつ畿内出自の名門家および皇族出自者であった。ただ後期には藤原氏の抬頭、白壁王・氷上塩焼・文室智努・同大市という天智・天武両天皇の孫たちの補任が目立ち、かつまた円興禪師吉備真備・弓削浄人という異例の補任が行われたことが特徴的である。

参議は、当初大臣・納言の補任資格を欠く人材をも政務に参与させるため設置され、朝臣姓をもつ畿内名門家

の出身者に加えて、畿外出自の下毛野古麻呂・宿弥姓の大伴安麻呂を登用した。のち藤原房前を政務に参与させるため復活をみ、以降の補任者はほぼ納言官に准じて、おおむね藤原氏を中心に、阿倍・巨勢・石川・石上・大伴・紀の畿内名門家、鈴鹿王以下の皇族、氷上・文室・多治比の皇族出自者に限られた。諸兄政権の大野東人・県犬養石次、道鏡政権の弓削浄人・基貞禪師および吉備真備の任用は、時の政情から来た例外的補任であったといえることができる。

これを補任された者の側からみれば、まず皇族では、元正天皇の養老2年(718)、約10年非参議従三位を続けた長屋王が、奈良時代前期の皇族不補任の慣例を破って大納言に補任され、のち左大臣に昇り、そのあとを承けて鈴鹿王・葛城王が参議から知太政官事・左大臣に昇った。後期には白壁王・山村王・和気王・神王・壹志濃王が納言ならびに参議に補任せられた。ただ奈良中期にあつては長屋王および葛城王改め橘諸兄がいずれも左大臣に昇ったのに対して、後期の諸王は納言または参議を限界としており、藤原氏権力の増大に押えられている。

つぎに皇族出自者としては、まず多治比真人氏が挙げられよう。嶋は大宝令施行時の左大臣であるが、奈良時代中期にはその子池守・県守・広成・広足の4子が相承けて納言・参議に補任され、奈良時代末期には短期間ではあるが孫土作・曾孫長野が参議に列した。この多治比氏の補任については、第1に奈良時代中期においてはほぼ常補の慣例下にあつたが、押勝・道鏡両政権の期間にその慣例を失ない、宝亀以降に至ってようやく補任者の範囲に復活される変化をみたこと、第2に多治比氏の補任はすべて左大臣嶋の子孫に限られていること、の2点を指摘できよう。

他に皇族出自者としては、智努王改め文室真人智努とその弟大市、塩焼王改め氷上真人塩焼をあげることができる。いずれも奈良時代後期に至って、臣籍に降下して補任をみたものである。

つぎに名門諸家のうち、まず阿倍氏は、大宝元年御主人が右大臣となり、その薨後比羅夫の子宿奈麻呂が中納言となり、そのあとを御主人の子広庭、そのあとを沙弥麻呂、そのあとを広庭の子嶋麻呂、そして毛人と、一時の断絶はあるが奈良時代のほぼ全期を通しておおむね常補されている。ただ補任者の極官をみると、御主人は右大臣・宿奈麻呂は大納言、広庭は中納言、そして沙弥麻呂以降は参議と、次第に地位は低下したことが、毛人の卒した光仁朝の霊龜3年以降阿倍氏の補任は絶えたこと、を指摘できよう。

巨勢氏は霊龜元年麻呂が中納言に補任せられたあと、邑治・奈良麻呂・堺麻呂と多少断続しながら補任をみたが、阿倍氏よりやや早く押勝政権の天平宝字5年以降補

任が絶えた。

これに対して石川氏は、天平元年右大臣連子の孫石足が参議となったもの間もなく薨じ、ようやく孝謙天皇の天平勝宝元年に石足の子年足が参議に補任されて大納言に昇った。そのあとを弟の豊成・子の名足がうけて常補の例に入り、いずれも中納言に昇り、平安朝に及んだ。また石上氏も大宝元年の大納言石上麻呂が薨じたのち久しく補任をみななかったが、年足とおなじく天平勝宝元年に麻呂の子乙麻呂が補任されて中納言に昇り、ついで孫の宅嗣も補任されて大納言に昇った。もっとも石上氏の公卿補任はこの3代目の宅嗣を以て絶えたようである。

紀氏も亦、大宝元年大納言に補任せられた麻呂が薨じたあと、絶えて補任をみななかったが、天平15年諸兄政権に麻呂の子麻路が登用せられて以降、飯麻呂・広庭・広純・船守・家守・古佐美と相承けて常補連任の氏として平安朝に及んだ。

大宝元年、大宝令の施行にあたり大臣・納言官への補任をはばかれた宿弥姓の大伴氏は、右大臣長徳の6男安麻呂の大納言歴によって宿弥アレルギーから解放され、薨後子の旅人・従父兄弟の道足・牛養、兄麻呂以下、仲麻呂・道鏡両政権に忘れ去られたほかは、奈良時代のほぼ全期を通して常補される例に入って平安時代に及んだ。しかもしばしば同族連任のみられることは注意を要する。

藤原氏は、父祖の功業と皇室との外戚的地位を巧みに活用して他氏を押え、若くして高位高官に昇り、多少の曲折はあったが良く他氏を押えて中後期には同氏が実権

を握った。また中臣氏も後期に入って常補の例に入り平安朝に至った。

以上のごとく、各氏に多少の消長はあるが、大局的にみれば奈良時代に補任せられた公卿は、大化前代からの畿内出自の中央豪族と皇族および皇族出自者がほとんどで、畿外出身・明法進士等登第者の補任はきわめて少なく、一、二にすぎなかったといえることができる。

ここに中国隋・唐朝の高級官僚の場合とはかなり異なった様相を見出すのであり、とくに出自の狭少性・単純性を指摘することができよう。

また長屋王以下皇族補任者8名、および文室智努以下皇族出自者3名の出自をみると、11名中葛城王と山村王を除く9名はすべて天智・天武両天皇の孫と曾孫のみである。これは多治比真人氏の補任が嶋の子孫に限られ、藤原氏が不比等の子孫、中臣氏が意美麻呂の子孫に限って補任されたのと近似している。このことは阿倍氏の家系がややとり難いのみで、石川・石上以下畿内名門家の諸氏もまったく同様である。石川氏は天智朝の右大臣連子の子孫、石上氏は奈良初頭の左大臣麻呂とその子孫、大伴氏は孝徳朝の右大臣長徳兄弟とその子孫、紀氏は天智朝の御史大夫夫人の子孫、巨勢氏は孝徳朝の左大臣徳太の子孫と天智朝の御史大夫比等兄弟の子に限って補任されている。これは奈良時代における公卿の補任が大化以後天武持統朝に起点をおいて、きわめてミウチのすぐれて子孫相承的な性格をもっていたことを示すといえよう。